

手形法・小切手法 条文対照及び現代語訳

内容：手形法（昭和七年法律第二十号）・小切手法（昭和八年法律第五十七号）の平成31年1月1日までに公布済みの改正織込み条文。最終改正は、平成二十九年法律第四十五号（施行は2020年4月1日）。  
 「現行の条文」は「法令データ提供システム」及び「衆議院」サイトによるが、インデント・改行の場所・行間の空け方などは、編者の恣意による。また、手形法と小切手法の条文の対応関係も編者の恣意による。  
 本来は項番号が付されていないが、便宜のために、「現行の条文」にも丸付き数字で項番号を付した。  
 「現代語に訳したもの」はすべて編者による。現代語に訳すにあたって、語順を変えている箇所、意識をしている箇所、編者の解釈を書き加えている箇所などもあるので、注意されたい。

現行の条文		現代語に訳したもの	
手形法	小切手法	手形法	小切手法
<p>手形法</p> <p>第一編 為替手形</p> <p>第一章 為替手形ノ振出及方式</p> <p>第一条 為替手形ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ</p> <p>一 証券ノ文言中ニ其ノ証券ノ作成ニ用フル語ヲ以テ記載スル為替手形ナルコトヲ示ス文字</p> <p>二 一定ノ金額ヲ支払フベキ旨ノ単純ナル委託</p> <p>三 支払ヲ為スベキ者（支払人）ノ名称</p> <p>四 満期ノ表示</p> <p>五 支払ヲ為スベキ地ノ表示</p> <p>六 支払ヲ受ケ又ハ之ヲ受クル者ヲ指図スル者ノ名称</p>	<p>小切手法</p> <p>第一章 小切手ノ振出及方式</p> <p>第一条 小切手ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ</p> <p>一 証券ノ文言中ニ其ノ証券ノ作成ニ用フル語ヲ以テ記載スル小切手ナルコトヲ示ス文字</p> <p>二 一定ノ金額ヲ支払フベキ旨ノ単純ナル委託</p> <p>三 支払ヲ為スベキ者（支払人）ノ名称</p> <p>四 支払ヲ為スベキ地ノ表示</p>	<p>手形法</p> <p>目次</p> <p>第一編 為替手形</p> <p>第一章 為替手形の振出し及び方式（第一条—第十条）</p> <p>第二章 裏書（第十一条—第二十条）</p> <p>第三章 引受け（第二十一条—第二十九条）</p> <p>第四章 保証（第三十条—第三十二条）</p> <p>第五章 満期（第三十三条—第三十七条）</p> <p>第六章 支払い（第三十八条—第四十二条）</p> <p>第七章 引受拒絶又は支払拒絶による遡求（第四十三条—第五十四条）</p> <p>第八章 参加</p> <p>第一節 通則（第五十五条）</p> <p>第二節 参加引受け（第五十六条—第五十八条）</p> <p>第三節 参加支払い（第五十九条—第六十三条）</p> <p>第九章 複本及び謄本</p> <p>第一節 複本（第六十四条—第六十六条）</p> <p>第二節 謄本（第六十七条—第六十八条）</p> <p>第十章 変造（第六十九条）</p> <p>第十一章 時効（第七十条—第七十一条）</p> <p>第十二章 通則（第七十二条—第七十四条）</p> <p>第二編 約束手形（第七十五条—第七十八条）</p> <p>附則</p> <p>第一編 為替手形</p> <p>第一章 為替手形の振出し及び方式</p> <p>第一条 為替手形には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 証券の文言中にその証券の作成に用いる語で記載する為替手形であることを示す文字</p> <p>二 一定の金額を支払うべき旨の単純な委託</p> <p>三 支払いをすべき者（以下「支払人」という。）の名称</p> <p>四 満期の表示</p> <p>五 支払いをすべき地（以下「支払地」という。）の表示</p> <p>六 支払いを受け、又はこれを受ける者を指図する者の名称</p>	<p>小切手法</p> <p>目次</p> <p>第一章 小切手の振出し及び方式（第一条—第十三条）</p> <p>第二章 譲渡（第十四条—第二十四条）</p> <p>第三章 保証（第二十五条—第二十七条）</p> <p>第四章 提示及び支払い（第二十八条—第三十六条）</p> <p>第五章 線引小切手（第三十七条・第三十八条）</p> <p>第六章 支払拒絶による遡求（第三十九条—第四十七条）</p> <p>第七章 複本（第四十八条・第四十九条）</p> <p>第八章 変造（第五十条）</p> <p>第九章 時効（第五十一条・第五十二条）</p> <p>第十章 支払保証（第五十三条—第五十八条）</p> <p>第十一章 通則（第五十九条—第六十二条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 小切手の振出し及び方式</p> <p>第一条 小切手には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 証券の文言中にその証券の作成に用いる語で記載する小切手であることを示す文字</p> <p>二 一定の金額を支払うべき旨の単純な委託</p> <p>三 支払いをすべき者（以下「支払人」という。）の名称</p> <p>四 支払いをすべき地（以下「支払地」という。）の表示</p>

<p>七 手形ヲ振出す日及地ノ表示</p> <p>八 手形ヲ振出す者（振出人）ノ署名</p> <p>第二条 前条ニ掲グル事項ノ何レカヲ欠ク証券ハ為替手形タル効力ヲ有セズ但シ次ノ数項ニ規定スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ</p> <p>② 満期ノ記載ナキ為替手形ハ之ヲ一覽払ノモノト看做ス</p> <p>③ 支払人ノ名称ニ附記シタル地ハ特別ノ表示ナキ限り之ヲ支払地ニシテ且支払人ノ住所地タルモノト看做ス</p> <p>④ 振出地ノ記載ナキ為替手形ハ振出人ノ名称ニ附記シタル地ニ於テ之ヲ振出シタルモノト看做ス</p> <p>第三条 為替手形ハ振出人ノ自己指図ニテ之ヲ振出すコトヲ得</p> <p>② 為替手形ハ振出人ノ自己宛ニテ之ヲ振出すコトヲ得</p> <p>③ 為替手形ハ第三者ノ計算ニ於テ之ヲ振出すコトヲ得</p>	<p>五 小切手ヲ振出す日及地ノ表示</p> <p>六 小切手ヲ振出す者（振出人）ノ署名</p> <p>第二条 前条ニ掲グル事項ノ何レカヲ欠ク証券ハ小切手タル効力ヲ有セズ但シ次ノ数項ニ規定スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ</p> <p>② 支払人ノ名称ニ附記シタル地ハ特別ノ表示ナキ限り之ヲ支払地ト看做ス支払人ノ名称ニ数箇ノ地ノ附記アルトキハ小切手ハ初頭ニ記載シタル地ニ於テ之ヲ支払フベキモノトス</p> <p>③ 前項ノ記載其ノ他何等ノ表示ナキ小切手ハ振出地ニ於テ之ヲ支払フベキモノトス</p> <p>④ 振出地ノ記載ナキ小切手ハ振出人ノ名称ニ附記シタル地ニ於テ之ヲ振出シタルモノト看做ス</p> <p>第三条 小切手ハ其ノ呈示ノ時ニ於テ振出人ノ処分シ得ル資金アル銀行ニ宛テ且振出人ヲシテ資金ヲ小切手ニ依リ処分スルコトヲ得シムル明示又ハ黙示ノ契約ニ従ヒ之ヲ振出すベキモノトス但シ此ノ規定ニ従ハザルトキト雖モ証券ノ小切手タル効力ヲ妨ゲズ</p> <p>第四条 小切手ハ引受ヲ為スコトヲ得ズ小切手ニ為シタル引受ノ記載ハ之ヲ為サザルモノト看做ス</p> <p>第五条 小切手ハ左ノ何レカトシテ之ヲ振出すコトヲ得</p> <p>一 記名式又ハ指図式</p> <p>二 記名式ニシテ「指図禁止」ノ文字又ハ之ト同一ノ意義ヲ有スル文言ヲ記載スルモノ</p> <p>三 持参人払式</p> <p>② 記名ノ小切手ニシテ「又ハ持参人ニ」ノ文字又ハ之ト同一ノ意義ヲ有スル文言ヲ記載シタルモノハ之ヲ持参人払式小切手ト看做ス</p> <p>③ 受取人ノ記載ナキ小切手ハ之ヲ持参人払式小切手ト看做ス</p> <p>第六条 小切手ハ振出人ノ自己指図ニテ之ヲ振出すコトヲ得</p> <p>② 小切手ハ第三者ノ計算ニ於テ之ヲ振出すコトヲ得</p> <p>③ 小切手ハ振出人ノ自己宛ニテ之ヲ振出すコトヲ得</p> <p>第七条 小切手ニ記載シタル利息ノ約定ハ之ヲ為サザルモノト看做ス</p>	<p>七 手形を振り出す日（以下「振出日」という。）及び手形を振り出す地（以下「振出地」という。）の表示</p> <p>八 手形を振り出す者（以下「振出人」という。）の署名</p> <p>第二条 前条各号に掲げる事項のいずれかを欠く証券は、為替手形としての効力を有しない。ただし、次項から第四項までに規定する場合は、この限りでない。</p> <p>2 満期の記載がない為替手形は、一覽払いのものとみなす。</p> <p>3 支払人の名称に付記した地は、特別の表示がない限り、支払地であり、かつ、支払人の住所地であるものとみなす。</p> <p>4 振出地の記載がない為替手形は、振出人の名称に付記した地において振り出したものとみなす。</p> <p>第三条 為替手形は、振出人の自己指図で振り出すことができる。</p> <p>2 為替手形は、振出人の自己宛で振り出すことができる。</p> <p>3 為替手形は、第三者の計算において振り出すことができる。</p>	<p>五 小切手を振り出す日（以下「振出日」という。）及び小切手を振り出す地（以下「振出地」という。）の表示</p> <p>六 小切手を振り出す者（以下「振出人」という。）の署名</p> <p>第二条 前条各号に掲げる事項のいずれかを欠く証券は、小切手としての効力を有しない。ただし、次項から第四項までに規定する場合は、この限りでない。</p> <p>2 支払人の名称に付記した地は、特別の表示がない限り、支払地とみなす。支払人の名称に数箇の地の付記があるときは、小切手は、初頭に記載されている地において支払うべきものとする。</p> <p>3 前項の記載その他何らの表示がない小切手は、振出地において支払うべきものとする。</p> <p>4 振出地の記載がない小切手は、振出人の名称に付記した地において振り出したものとみなす。</p> <p>第三条 小切手は、その提示の時ににおいて振出人が処分できる資金のある銀行に宛て、かつ、振出人に資金を小切手により処分できるようにさせる明示又は黙示の契約に従い、振り出さなければならないものとする。ただし、この規定に従わないときであっても、証券の小切手としての効力を妨げない。</p> <p>第四条 小切手は、引受けをすることができない。小切手にした引受けの記載は、していないものとみなす。</p> <p>第五条 小切手は、次に掲げるいずれかとして、振り出すことができる。</p> <p>一 記名式又は指図式</p> <p>二 記名式であつて「指図禁止」の文字又はこれと同一の意義を有する文言を記載するもの</p> <p>三 持参人払式</p> <p>2 記名の小切手であつて「又は持参人に」の文字又はこれと同一の意義を有する文言を記載したものは、持参人払式小切手とみなす。</p> <p>3 受取人の記載がない小切手は、持参人払式小切手とみなす。</p> <p>第六条 小切手は、振出人の自己指図で振り出すことができる。</p> <p>2 小切手は、第三者の計算において振り出すことができる。</p> <p>3 小切手は、振出人の自己宛で振り出すことができる。</p> <p>第七条 小切手に記載した利息の約定は、していないものとみなす。</p>
--	---	---	---

<p>第四条 為替手形ハ支払人ノ住所地ニ在ルト又ハ其ノ他ノ地ニ在ルトヲ問ハズ第三者ノ住所ニ於テ支払フベキモノト為スコトヲ得</p> <p>第五条 一覽払又ハ一覽後定期払ノ為替手形ニ於テハ振出人ハ手形金額ニ付利息ヲ生ズベキ旨ノ約定ヲ記載スルコトヲ得其ノ他ノ為替手形ニ於テハ此ノ約定ノ記載ハ之ヲ為サザルモノト看做ス</p> <p>② 利率ハ之ヲ手形ニ表示スルコトヲ要ス其ノ表示ナキトキハ利息ノ約定ノ記載ハ之ヲ為サザルモノト看做ス</p> <p>③ 利息ハ別段ノ日附ノ表示ナキトキハ手形振出ノ日ヨリ発生ス</p> <p>第六条 為替手形ノ金額ヲ文字及数字ヲ以テ記載シタル場合ニ於テ其ノ金額ニ差異アルトキハ文字ヲ以テ記載シタル金額ヲ手形金額トス</p> <p>② 為替手形ノ金額ヲ文字ヲ以テ又ハ数字ヲ以テ重複シテ記載シタル場合ニ於テ其ノ金額ニ差異アルトキハ最小金額ヲ手形金額トス</p> <p>第七条 為替手形ニ手形債務ノ負担ニ付キ行為能力ナキ者ノ署名、偽造ノ署名、仮設人ノ署名又ハ其ノ他ノ事由ニ因リ為替手形ノ署名者若ハ其ノ本人ニ義務ヲ負ハシムルコト能ハザル署名アル場合ト雖モ他ノ署名者ノ債務ハ之ガ為其ノ効力ヲ妨ゲラルルコトナシ</p> <p>第八条 代理権ヲ有セザル者ガ代理人トシテ為替手形ニ署名シタルトキハ自ら其ノ手形ニ因リ義務ヲ負フ其ノ者ガ支払ヲ為シタルトキハ本人ト同一ノ権利ヲ有ス権限ヲ超エタル代理人ニ付亦同ジ</p> <p>第九条 振出人ハ引受及支払ヲ担保ス</p> <p>② 振出人ハ引受ヲ担保セザル旨ヲ記載スルコトヲ得支払ヲ担保セザル旨ノ一切ノ文言ハ之ヲ記載セザルモノト看做ス</p> <p>第十条 未完成ニテ振出シタル為替手形ニ予メ為シタル合意ト異ル補充ヲ為シタル場合ニ於テハ其ノ違反ハ之ヲ以テ所持人ニ對抗スルコトヲ得ズ但シ所持人ガ悪意又ハ重大ナル過失ニ因リ為替手形ヲ取得シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ</p> <p style="text-align: center;">第二章 裏書</p> <p>第十一条 為替手形ハ指図式ニテ振出サザルトキト雖モ裏書ニ依リテ之ヲ譲渡スコトヲ得</p> <p>② 振出人ガ為替手形ニ「指図禁止」ノ文字又ハ之</p>	<p>第八条 小切手ハ支払人ノ住所地ニ在ルト又ハ其ノ他ノ地ニ在ルトヲ問ハズ第三者ノ住所ニ於テ支払フベキモノト為スコトヲ得但シ其ノ第三者ハ銀行タルコトヲ要ス</p> <p>第九条 小切手ノ金額ヲ文字及数字ヲ以テ記載シタル場合ニ於テ其ノ金額ニ差異アルトキハ文字ヲ以テ記載シタル金額ヲ小切手金額トス</p> <p>② 小切手ノ金額ヲ文字ヲ以テ又ハ数字ヲ以テ重複シテ記載シタル場合ニ於テ其ノ金額ニ差異アルトキハ最小金額ヲ小切手金額トス</p> <p>第十条 小切手ニ小切手債務ノ負担ニ付キ行為能力ナキ者ノ署名、偽造ノ署名、仮設人ノ署名又ハ其ノ他ノ事由ニ因リ小切手ノ署名者若ハ其ノ本人ニ義務ヲ負ハシムルコト能ハザル署名アル場合ト雖モ他ノ署名者ノ債務ハ之ガ為其ノ効力ヲ妨ゲラルルコトナシ</p> <p>第十一条 代理権ヲ有セザル者ガ代理人トシテ小切手ニ署名シタルトキハ自ら其ノ小切手ニ因リ義務ヲ負フ其ノ者ガ支払ヲ為シタルトキハ本人ト同一ノ権利ヲ有ス権限ヲ超エタル代理人ニ付亦同ジ</p> <p>第十二条 振出人ハ支払ヲ担保ス振出人ガ之ヲ担保セザル旨ノ一切ノ文言ハ之ヲ記載セザルモノト看做ス</p> <p>第十三条 未完成ニテ振出シタル小切手ニ予メ為シタル合意ト異ル補充ヲ為シタル場合ニ於テハ其ノ違反ハ之ヲ以テ所持人ニ對抗スルコトヲ得ズ但シ所持人ガ悪意又ハ重大ナル過失ニ因リ小切手ヲ取得シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ</p> <p style="text-align: center;">第二章 譲渡</p> <p>第十四条 記名式又ハ指図式ノ小切手ハ裏書ニ依リテ之ヲ譲渡スコトヲ得</p> <p>② 記名式小切手ニシテ「指図禁止」ノ文字又ハ之</p>	<p>第四条 為替手形は、支払人が住所地に所在するとその他の地に所在するとを問わず、第三者の住所において支払うべきものとするができる。</p> <p>第五条 一覽払い又は一覽後定期払いの為替手形においては、振出人は、手形金額につき利息を生じる旨の約定を記載することができる。その他の為替手形においては、この約定の記載は、していないものとみなす。</p> <p>2 利率は、手形に表示しなければならない。その表示がないときは、利息の約定の記載は、していないものとみなす。</p> <p>3 利息は、別段の日付の表示がないときは、手形の振出日から発生する。</p> <p>第六条 為替手形の金額を、文字及び数字で記載した場合において、その金額に差異があるときは、文字で記載した金額を手形金額とする。</p> <p>2 為替手形の金額を、文字で、又は数字で、重複して記載した場合において、その金額に差異があるときは、最小金額を手形金額とする。</p> <p>第七条 為替手形に手形債務の負担につき行為能力のない者の署名、偽造の署名、仮設人の署名又はその他の事由により為替手形の署名者若しくはその本人に義務を負わせることができない署名がある場合であっても、他の署名者の債務は、そのためにその効力を妨げられない。</p> <p>第八条 代理権を有しない者が代理人として為替手形に署名したときは、自らその手形により義務を負う。その者が支払いをしたときは、本人と同一の権利を有する。権限を超えた代理人についても、同様とする。</p> <p>第九条 振出人は、引受け及び支払いを担保する。</p> <p>2 振出人は、引受けを担保しない旨を記載することができる。支払いを担保しない旨の一切の文言は、記載していないものとみなす。</p> <p>第十条 未完成で振り出した為替手形にあらかじめした合意と異なる補充をした場合においては、その違反をもって所持人に対抗することができない。ただし、所持人が悪意又は重大な過失により為替手形を取得したときは、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">第二章 裏書</p> <p>第十一条 為替手形は、指図式で振り出さなかったときであっても、裏書によって譲渡することができる。</p> <p>2 振出人が為替手形に「指図禁止」の文字又はこ</p>	<p>第八条 小切手は、支払人が住所地に所在するとその他の地に所在するとを問わず、第三者の住所において支払うべきものとするができる。ただし、その第三者は、銀行でなければならない。</p> <p>第九条 小切手の金額を、文字及び数字で記載した場合において、その金額に差異があるときは、文字で記載した金額を小切手金額とする。</p> <p>2 小切手の金額を、文字で、又は数字で、重複して記載した場合において、その金額に差異があるときは、最小金額を小切手金額とする。</p> <p>第十条 小切手に小切手債務の負担につき行為能力のない者の署名、偽造の署名、仮設人の署名又はその他の事由により小切手の署名者若しくはその本人に義務を負わせることができない署名がある場合であっても、他の署名者の債務は、そのためにその効力を妨げられない。</p> <p>第十一条 代理権を有しない者が代理人として小切手に署名したときは、自らその小切手により義務を負う。その者が支払いをしたときは、本人と同一の権利を有する。権限を超えた代理人についても、同様とする。</p> <p>第十二条 振出人は、支払いを担保する。振出人がこれを担保しない旨の一切の文言は、記載していないものとみなす。</p> <p>第十三条 未完成で振り出した小切手にあらかじめした合意と異なる補充をした場合においては、その違反をもって所持人に対抗することができない。ただし、所持人が悪意又は重大な過失により小切手を取得したときは、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">第二章 譲渡</p> <p>第十四条 記名式又は指図式の小切手は、裏書によって譲渡することができる。</p> <p>2 記名式小切手であって「指図禁止」の文字又はこ</p>
--	---	---	--

<p>ト同一ノ意義ヲ有スル文言ヲ記載シタルトキハ其ノ証券ハ民法（明治二十九年法律第八十九号）第三編第一章第四節ノ規定ニ依ル債権ノ譲渡ニ関スル方式ニ従ヒ且其ノ効力ヲ以テノミ之ヲ譲渡スコトヲ得</p> <p>③ 裏書ハ引受ヲ為シタル又ハ為サザル支払人、振出人其ノ他ノ債務者ニ対シテモ之ヲ為スコトヲ得此等ノ者ハ更ニ手形ヲ裏書スルコトヲ得</p> <p>第十二条 裏書ハ単純ナルコトヲ要ス裏書ニ附シタル条件ハ之ヲ記載セザルモノト看做ス</p> <p>② 一部ノ裏書ハ之ヲ無効トス</p> <p>③ 持参人払ノ裏書ハ白地式裏書ト同一ノ効力ヲ有ス</p> <p>第十三条 裏書ハ為替手形又ハ之ト結合シタル紙片（補箋）ニ之ヲ記載シ裏書人署名スルコトヲ要ス</p> <p>② 裏書ハ被裏書人ヲ指定セズシテ之ヲ為シ又ハ単ニ裏書人ノ署名ノミヲ以テ之ヲ為スコトヲ得（白地式裏書）此ノ後ノ場合ニ於テハ裏書ハ為替手形ノ裏面又ハ補箋ニ之ヲ為スニ非ザレバ其ノ効力ヲ有セズ</p> <p>第十四条 裏書ハ為替手形ヨリ生ズル一切ノ権利ヲ移転ス</p> <p>② 裏書ガ白地式ナルトキハ所持人ハ</p> <p>一 自己ノ名称又ハ他人ノ名称ヲ以テ白地ヲ補充スルコトヲ得</p> <p>二 白地式ニ依リ又ハ他人ヲ表示シテ更ニ手形ヲ裏書スルコトヲ得</p> <p>三 白地ヲ補充セズ且裏書ヲ為サズシテ手形ヲ第三者ニ譲渡スコトヲ得</p> <p>第十五条 裏書人ハ反対ノ文言ナキ限り引受及支払ヲ担保ス</p> <p>② 裏書人ハ新ナル裏書ヲ禁ズルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ裏書人ハ手形ノ爾後ノ被裏書人ニ対シ担保ノ責ヲ負フコトナシ</p> <p>第十六条 為替手形ノ占有者ガ裏書ノ連続ニ依リ其ノ権利ヲ証明スルトキハ之ヲ適法ノ所持人ト看做ス最後ノ裏書ガ白地式ナル場合ト雖モ亦同ジ抹消シタル裏書ハ此ノ関係ニ於テハ之ヲ記載セザルモ</p>	<p>ト同一ノ意義ヲ有スル文言ヲ記載シタルモノハ民法（明治二十九年法律第八十九号）第三編第一章第四節ノ規定ニ依ル債権ノ譲渡ニ関スル方式ニ従ヒ且其ノ効力ヲ以テノミ之ヲ譲渡スコトヲ得</p> <p>③ 裏書ハ振出人其ノ他ノ債務者ニ対シテモ之ヲ為スコトヲ得此等ノ者ハ更ニ小切手ヲ裏書スルコトヲ得</p> <p>第十五条 裏書ハ単純ナルコトヲ要ス裏書ニ附シタル条件ハ之ヲ記載セザルモノト看做ス</p> <p>② 一部ノ裏書ハ之ヲ無効トス</p> <p>③ 支払人ノ裏書モ亦之ヲ無効トス</p> <p>④ 持参人払ノ裏書ハ白地式裏書ト同一ノ効力ヲ有ス</p> <p>⑤ 支払人ニ対シテ為シタル裏書ハ受取証書タル効力ノミヲ有ス但シ支払人ガ数箇ノ営業所ヲ有スル場合ニ於テ小切手ノ振宛テラレタル営業所以外ノ営業所ニ対シテ為シタル裏書ハ此ノ限ニ在ラズ</p> <p>第十六条 裏書ハ小切手又ハ之ト結合シタル紙片（補箋）ニ之ヲ記載シ裏書人署名スルコトヲ要ス</p> <p>② 裏書ハ被裏書人ヲ指定セズシテ之ヲ為シ又ハ単ニ裏書人ノ署名ノミヲ以テ之ヲ為スコトヲ得（白地式裏書）此ノ後ノ場合ニ於テハ裏書ハ小切手ノ裏面又ハ補箋ニ之ヲ為スニ非ザレバ其ノ効力ヲ有セズ</p> <p>第十七条 裏書ハ小切手ヨリ生ズル一切ノ権利ヲ移転ス</p> <p>② 裏書ガ白地式ナルトキハ所持人ハ</p> <p>一 自己ノ名称又ハ他人ノ名称ヲ以テ白地ヲ補充スルコトヲ得</p> <p>二 白地式ニ依リ又ハ他人ヲ表示シテ更ニ小切手ヲ裏書スルコトヲ得</p> <p>三 白地ヲ補充セズ且裏書ヲ為サズシテ小切手ヲ第三者ニ譲渡スコトヲ得</p> <p>第十八条 裏書人ハ反対ノ文言ナキ限り支払ヲ担保ス</p> <p>② 裏書人ハ新ナル裏書ヲ禁ズルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ裏書人ハ小切手ノ爾後ノ被裏書人ニ対シ担保ノ責ヲ負フコトナシ</p> <p>第十九条 裏書シ得ベキ小切手ノ占有者ガ裏書ノ連続ニ依リ其ノ権利ヲ証明スルトキハ之ヲ適法ノ所持人ト看做ス最後ノ裏書ガ白地式ナル場合ト雖モ亦同ジ抹消シタル裏書ハ此ノ関係ニ於テハ之ヲ記</p>	<p>れと同一ノ意義を有する文言を記載したときは、その証券は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三編第一章第四節の規定による債権の譲渡に関する方式に従い、かつ、その効力をもってのみ、譲渡することができる。</p> <p>3 裏書は、引受けをし、又はしなかった支払人、振出人その他の債務者に対しても、することができる。これらの者は、さらに手形を裏書することができる。</p> <p>第十二条 裏書は、単純でなければならない。裏書に付した条件は、記載していないものとみなす。</p> <p>2 一部の裏書は、無効とする。</p> <p>3 持参人払いの裏書は、白地式裏書（次条第二項に規定する白地式によりする裏書をいう。第十六条において同じ。）と同一の効力を有する。</p> <p>第十三条 裏書は、為替手形又は補箋（手形と結合した紙片をいう。以下同じ。）に記載し、裏書人が署名しなければならない。</p> <p>2 裏書は、白地式（被裏書人を指定せず、又は単に裏書人の署名のみでする裏書の方式をいう。以下同じ。）ですることができる。この後者の場合においては、裏書は、為替手形の裏面又は補箋にしなければ、その効力を有しない。</p> <p>第十四条 裏書は、為替手形から生じる一切の権利を移転する。</p> <p>2 裏書が白地式であるときは、所持人は、次に掲げる行為をすることができる。</p> <p>一 自己の名称又は他人の名称で、被裏書人の指定を補充すること。</p> <p>二 白地式により、又は他人を被裏書人として表示して、さらに手形を裏書すること。</p> <p>三 被裏書人の指定を補充せず、かつ、裏書をせずに、手形を第三者に譲り渡すこと。</p> <p>第十五条 裏書人は、反対の文言がない限り、引受け及び支払いを担保する。</p> <p>2 裏書人は、新たな裏書を禁じることができる。この場合においては、その裏書人は、手形の以後の被裏書人に対し、担保の責任を負わない。</p> <p>第十六条 為替手形の占有者が裏書の連続によりその権利を証明するときは、これを適法な所持人とみなす。最後の裏書が白地式である場合も、同様とする。抹消した裏書は、この関係においては、記</p>	<p>これと同一の意義を有する文言を記載したものは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三編第一章第四節の規定による債権の譲渡に関する方式に従い、かつ、その効力をもってのみ、譲渡することができる。</p> <p>3 裏書は、振出人その他の債務者に対しても、することができる。これらの者は、さらに小切手を裏書することができる。</p> <p>第十五条 裏書は、単純でなければならない。裏書に付した条件は、記載していないものとみなす。</p> <p>2 一部の裏書は、無効とする。</p> <p>3 支払人の裏書も、無効とする。</p> <p>4 持参人払いの裏書は、白地式裏書（次条第二項に規定する白地式によりする裏書をいう。第十九条において同じ。）と同一の効力を有する。</p> <p>5 支払人に対してした裏書は、受取証書としての効力のみを有する。ただし、支払人が数箇の営業所を有する場合において、小切手の振り宛てられた営業所以外の営業所に対してした裏書は、この限りでない。</p> <p>第十六条 裏書は、小切手又は補箋（小切手と結合した紙片をいう。以下同じ。）に記載し、裏書人が署名しなければならない。</p> <p>2 裏書は、白地式（被裏書人を指定せず、又は単に裏書人の署名のみでする裏書の方式をいう。以下同じ。）ですることができる。この後者の場合においては、裏書は、小切手の裏面又は補箋にしなければ、その効力を有しない。</p> <p>第十七条 裏書は、小切手から生じる一切の権利を移転する。</p> <p>2 裏書が白地式であるときは、所持人は、次に掲げる行為をすることができる。</p> <p>一 自己の名称又は他人の名称で、被裏書人の指定を補充すること。</p> <p>二 白地式により、又は他人を被裏書人として表示して、さらに小切手を裏書すること。</p> <p>三 被裏書人の指定を補充せず、かつ、裏書をせずに、小切手を第三者に譲り渡すこと。</p> <p>第十八条 裏書人は、反対の文言がない限り、支払いを担保する。</p> <p>2 裏書人は、新たな裏書を禁じることができる。この場合においては、その裏書人は、小切手の以後の被裏書人に対し、担保の責任を負わない。</p> <p>第十九条 裏書することのできる小切手の占有者が裏書の連続によりその権利を証明するときは、これを適法な所持人とみなす。最後の裏書が白地式である場合も、同様とする。抹消した裏書は、この</p>
--	--	--	--

<p>ノト看做ス白地式裏書ニ次デ他ノ裏書アルトキハ其ノ裏書ヲ為シタル者ハ白地式裏書ニ因リテ手形ヲ取得シタルモノト看做ス</p> <p>② 事由ノ何タルヲ問ハズ為替手形ノ占有ヲ失ヒタル者アル場合ニ於テ所持人ガ前項ノ規定ニ依リ其ノ権利ヲ証明スルトキハ手形ヲ返還スル義務ヲ負フコトナシ但シ所持人ガ悪意又ハ重大ナル過失ニ因リ之ヲ取得シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ</p> <p>第十七条 為替手形ニ依リ請求ヲ受ケタル者ハ振出人其ノ他所持人ノ前者ニ対スル人的關係ニ基ク抗弁ヲ以テ所持人ニ対抗スルコトヲ得ズ但シ所持人ガ其ノ債務者ヲ害スルコトヲ知りテ手形ヲ取得シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ</p> <p>第十八条 裏書ニ「回収ノ為」、「取立ノ為」、「代理ノ為」其ノ他単ナル委任ヲ示ス文言アルトキハ所持人ハ為替手形ヨリ生ズル一切ノ権利ヲ行使スルコトヲ得但シ所持人ハ代理ノ為ノ裏書ノミヲ為スコトヲ得</p> <p>② 前項ノ場合ニ於テハ債務者ガ所持人ニ対抗スルコトヲ得ル抗弁ハ裏書人ニ対抗スルコトヲ得ベカリシモノニ限ル</p> <p>③ 代理ノ為ノ裏書ニ依ル委任ハ委任者ノ死亡又ハ其ノ者ガ行為能力ノ制限ヲ受ケタルコトニ因リ終了セズ</p> <p>第十九条 裏書ニ「担保ノ為」、「質入ノ為」其ノ他質權ノ設定ヲ示ス文言アルトキハ所持人ハ為替手形ヨリ生ズル一切ノ権利ヲ行使スルコトヲ得但シ所持人ノ為シタル裏書ハ代理ノ為ノ裏書トシテノ効力ノミヲ有ス</p> <p>② 債務者ハ裏書人ニ対スル人的關係ニ基ク抗弁ヲ以テ所持人ニ対抗スルコトヲ得ズ但シ所持人ガ其ノ債務者ヲ害スルコトヲ知りテ手形ヲ取得シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ</p> <p>第二十条 満期後ノ裏書ハ満期前ノ裏書ト同一ノ効力ヲ有ス但シ支払拒絶証書作成後ノ裏書又ハ支払拒絶証書作成期間經過後ノ裏書ハ民法第三編第一</p>	<p>載セザルモノト看做ス白地式裏書ニ次デ他ノ裏書アルトキハ其ノ裏書ヲ為シタル者ハ白地式裏書ニ因リテ小切手ヲ取得シタルモノト看做ス</p> <p>第二十条 持参人払式小切手ニ裏書ヲ為シタルトキハ裏書人ハ遡求ニ関スル規定ニ従ヒ責任ヲ負フ但シ之ガ為証券ハ指図式小切手ニ変ズルコトナシ</p> <p>第二十一条 事由ノ何タルヲ問ハズ小切手ノ占有ヲ失ヒタル者アル場合ニ於テ其ノ小切手ヲ取得シタル所持人ハ小切手が持参人払式ノモノナルトキ又ハ裏書シ得ベキモノニシテ其ノ所持人ガ第十九条ノ規定ニ依リ権利ヲ証明スルトキハ之ヲ返還スル義務ヲ負フコトナシ但シ悪意又ハ重大ナル過失ニ因リ之ヲ取得シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ</p> <p>第二十二条 小切手ニ依リ請求ヲ受ケタル者ハ振出人其ノ他所持人ノ前者ニ対スル人的關係ニ基ク抗弁ヲ以テ所持人ニ対抗スルコトヲ得ズ但シ所持人ガ其ノ債務者ヲ害スルコトヲ知りテ小切手ヲ取得シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ</p> <p>第二十三条 裏書ニ「回収ノ為」、「取立ノ為」、「代理ノ為」其ノ他単ナル委任ヲ示ス文言アルトキハ所持人ハ小切手ヨリ生ズル一切ノ権利ヲ行使スルコトヲ得但シ所持人ハ代理ノ為ノ裏書ノミヲ為スコトヲ得</p> <p>② 前項ノ場合ニ於テハ債務者ガ所持人ニ対抗スルコトヲ得ル抗弁ハ裏書人ニ対抗スルコトヲ得ベカリシモノニ限ル</p> <p>③ 代理ノ為ノ裏書ニ依ル委任ハ委任者ノ死亡又ハ其ノ者ガ行為能力ノ制限ヲ受ケタルコトニ因リ終了セズ</p> <p>第二十四条 拒絶証券若ハ之ト同一ノ効力ヲ有スル宣言ノ作成後ノ裏書又ハ呈示期間經過後ノ裏書ハ民法第三編第一章第四節ノ規定ニ依リ債權ノ讓渡</p>	<p>載していないものとみなす。白地式裏書に次いで他の裏書があるときは、その裏書をした者は、白地式裏書によって手形を取得したものとみなす。</p> <p>2 いかなる事由であるかを問わず、為替手形の占有を失った者がある場合において、所持人が前項の規定によりその権利を証明するときは、手形を返還する義務を負わない。ただし、所持人が悪意又は重大な過失によりこれを取得したときは、この限りでない。</p> <p>第十七条 為替手形により請求を受けた者は、振出人その所持人の前者に対する人的關係に基づく抗弁をもって、所持人に對抗することができない。ただし、所持人がその債務者を害することを知らずして手形を取得したときは、この限りでない。</p> <p>第十八条 取立委任裏書（「回収のため」、「取立てのため」、「代理のため」その他単なる委任を示す文言がある裏書をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）の被裏書人は、為替手形から生じる一切の権利を行使することができる。ただし、その被裏書人は、取立委任裏書を除き、裏書をするすることができない。</p> <p>2 取立委任裏書がされた場合において、債務者が被裏書人に對抗することのできる抗弁は、裏書人に對抗することができたものに限る。</p> <p>3 取立委任裏書による委任は、委任者の死亡又はその者が行為能力の制限を受けたことによっては、終了しない。</p> <p>第十九条 質入裏書（「担保のため」、「質入れのため」その他質權の設定を示す文言がある裏書をいう。以下この条において同じ。）の被裏書人は、為替手形から生じる一切の権利を行使することができる。ただし、質入裏書の被裏書人がさらにした裏書は、取立委任裏書としての効力のみを有する。</p> <p>2 債務者は、質入裏書の裏書人に対する人的關係に基づく抗弁をもって、その被裏書人に對抗することができない。ただし、被裏書人がその債務者を害することを知らずして手形を取得したときは、この限りでない。</p> <p>第二十条 満期後の裏書は、満期前の裏書と同一の効力を有する。ただし、支払拒絶証書作成後の裏書又は支払拒絶証書作成期間經過後の裏書は、民</p>	<p>關係においては、記載していないものとみなす。白地式裏書に次いで他の裏書があるときは、その裏書をした者は、白地式裏書によって小切手を取得したものとみなす。</p> <p>第二十条 持参人払式小切手に裏書をしたときは、裏書人は、遡求に関する規定に従い、責任を負う。ただし、そのために証券が指図式小切手に変わることはない。</p> <p>第二十一条 いかなる事由であるかを問わず、小切手の占有を失った者がある場合において、その小切手を取得した所持人は、小切手が持参人払式のものであるとき又は裏書することができるものであつてその所持人が第十九条の規定により権利を証明するときは、これを返還する義務を負わない。ただし、悪意又は重大な過失によりこれを取得したときは、この限りでない。</p> <p>第二十二条 小切手により請求を受けた者は、振出人その所持人の前者に対する人的關係に基づく抗弁をもって、所持人に對抗することができない。ただし、所持人がその債務者を害することを知らずして小切手を取得したときは、この限りでない。</p> <p>第二十三条 取立委任裏書（「回収のため」、「取立てのため」、「代理のため」その他単なる委任を示す文言がある裏書をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）の被裏書人は、小切手から生じる一切の権利を行使することができる。ただし、その被裏書人は、取立委任裏書を除き、裏書をするすることができない。</p> <p>2 取立委任裏書がされた場合において、債務者が被裏書人に對抗することのできる抗弁は、裏書人に對抗することができたものに限る。</p> <p>3 取立委任裏書による委任は、委任者の死亡又はその者が行為能力の制限を受けたことによっては、終了しない。</p> <p>第二十四条 拒絶証券若しくはこれと同一の効力を有する宣言の作成後の裏書又は提示期間經過後の裏書は、民法第三編第一章第四節の規定による債</p>
--	---	---	---

<p>章第四節ノ規定ニ依ル債権ノ譲渡ノ効力ノミヲ有ス</p> <p>② 日附ノ記載ナキ裏書ハ支払拒絶証書作成期間経過前ニ之ヲ為シタルモノト推定ス</p> <p>第三章 引受</p> <p>第二十一条 為替手形ノ所持人又ハ単ナル占有者ハ満期ニ至ル迄引受ノ為支払人ニ其ノ住所ニ於テ之ヲ呈示スルコトヲ得</p> <p>第二十二条 振出人ハ為替手形ニ期間ヲ定メ又ハ定メズシテ引受ノ為之ヲ呈示スベキ旨ヲ記載スルコトヲ得</p> <p>② 振出人ハ手形ニ引受ノ為ノ呈示ヲ禁ズル旨ヲ記載スルコトヲ得但シ手形ガ第三者方ニテ若ハ支払人ノ住所地ニ非ザル地ニ於テ支払フベキモノナルトキ又ハ一覽後定期払ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ</p> <p>③ 振出人ハ一定ノ期日前ニハ引受ノ為ノ呈示ヲ為スベカラザル旨ヲ記載スルコトヲ得</p> <p>④ 各裏書人ハ期間ヲ定メ又ハ定メズシテ引受ノ為手形ヲ呈示スベキ旨ヲ記載スルコトヲ得但シ振出人ガ引受ノ為ノ呈示ヲ禁ジタルトキハ此ノ限ニ在ラズ</p> <p>第二十三条 一覽後定期払ノ為替手形ハ其ノ日附ヨリ一年以内ニ引受ノ為之ヲ呈示スルコトヲ要ス</p> <p>② 振出人ハ前項ノ期間ヲ短縮シ又ハ伸長スルコトヲ得</p> <p>③ 裏書人ハ前二項ノ期間ヲ短縮スルコトヲ得</p> <p>第二十四条 支払人ハ第一ノ呈示ノ翌日ニ第二ノ呈示ヲ為スベキコトヲ請求スルコトヲ得利害関係人ハ此ノ請求ガ拒絶証書ニ記載セラレタルトキニ限り之ニ応ズル呈示ナカリシコトヲ主張スルコトヲ得</p> <p>② 所持人ハ引受ノ為ニ呈示シタル手形ヲ支払人ニ交付スルコトヲ要セズ</p> <p>第二十五条 引受ハ為替手形ニ之ヲ記載スベシ引受ハ「引受」其ノ他之ト同一ノ意義ヲ有スル文字ヲ以テ表示シ支払人署名スベシ手形ノ表面ニ為シタル支払人ノ単ナル署名ハ之ヲ引受ト看做ス</p> <p>② 一覽後定期払ノ手形又ハ特別ノ記載ニ従ヒ一定ノ期間内ニ引受ノ為ノ呈示ヲ為スベキ手形ニ於テハ所持人ガ呈示ノ日ノ日附ヲ記載スベキコトヲ請求シタル場合ヲ除クノ外引受ニハ之ヲ為シタル日ノ日附ヲ記載スルコトヲ要ス日附ノ記載ナキトキハ所持人ハ裏書人及振出人ニ対スル遡求権ヲ保全</p>	<p>ノ効力ノミヲ有ス</p> <p>② 日附ノ記載ナキ裏書ハ拒絶証書若ハ之ト同一ノ効力ヲ有スル宣言ノ作成前又ハ呈示期間経過前ニ之ヲ為シタルモノト推定ス</p>	<p>法第三編第一章第四節の規定による債権の譲渡の効力のみを有する。</p> <p>2 日付の記載がない裏書は、支払拒絶証書作成期間経過前にしたものと推定する。</p> <p>第三章 引受け</p> <p>第二十一条 為替手形の所持人又は単なる占有者は、満期に至るまで、引受けのために、支払人に、その住所において、これを提示することができる。</p> <p>第二十二条 振出人は、為替手形に、期間を定め、又は定めずに、引受けのためにこれを提示すべき旨を記載することができる。</p> <p>2 振出人は、手形に、引受けのための提示を禁じる旨を記載することができる。ただし、手形が、第三者方において若しくは支払人の住所地でない地において支払うべきであるとき又は一覽後定期払いであるときは、この限りでない。</p> <p>3 振出人は、一定の期日前には引受けのための提示をしてはならない旨を記載することができる。</p> <p>4 各裏書人は、期間を定め、又は定めずに、引受けのため手形を提示すべき旨を記載することができる。ただし、振出人が引受けのための提示を禁じたときは、この限りでない。</p> <p>第二十三条 一覽後定期払いの為替手形は、その振出日から一年以内に、引受けのために提示しなければならない。</p> <p>2 振出人は、前項の期間を短縮し、又は伸長することができる。</p> <p>3 裏書人は、前二項の期間を短縮することができる。</p> <p>第二十四条 支払人は、第一の提示の翌日に第二の提示をすることを請求することができる。利害関係人は、この請求が拒絶証書に記載されたときに限り、これに応じる提示がなかったことを主張することができる。</p> <p>2 所持人は、引受けのために提示した手形を、支払人に交付することを要しない。</p> <p>第二十五条 引受けは、為替手形に記載しなければならない。引受けは、「引受け」その他これと同一の意義を有する文字で表示し、支払人が署名しなければならない。手形の表面にした支払人の単なる署名は、引受けとみなす。</p> <p>2 一覽後定期払いの手形又は特別の記載に従って一定の期間内に引受けのための提示をしなければならない手形においては、所持人が提示の日の日付を記載することを請求した場合を除くほか、引受けには、これをした日の日付を記載しなければならない。日付の記載がないときは、所持人は、裏</p>	<p>権の譲渡の効力のみを有する。</p> <p>2 日付の記載がない裏書は、拒絶証書若しくはこれと同一の効力を有する宣言の作成前又は提示期間経過前にしたものと推定する。</p>
---	--	--	---

<p>スル為ニハ適法ノ時期ニ作ラシメタル拒絶証書ニ依リ其ノ記載ナカリシコトヲ証スルコトヲ要ス</p> <p>第二十六条 引受ハ単純ナルベシ但シ支払人ハ之ヲ手形金額ノ一部ニ制限スルコトヲ得</p> <p>② 引受ニ依リ為替手形ノ記載事項ニ加ヘタル他ノ変更ハ引受ノ拒絶タル効力ヲ有ス但シ引受人ハ其ノ引受ノ文言ニ従ヒテ責任ヲ負フ</p> <p>第二十七条 振出人ガ支払人ノ住所地下異ル支払地ヲ為替手形ニ記載シタル場合ニ於テ第三者方ニテ支払ヲ為すべき旨ヲ定メザリシトキハ支払人ハ引受ヲ為スニ当リ其ノ第三者ヲ定ムルコトヲ得之ヲ定メザリシトキハ引受人ハ支払地ニ於テ自ラ支払ヲ為ス義務ヲ負ヒタルモノト看做ス</p> <p>② 手形ガ支払人ノ住所ニ於テ支払フベキモノナルトキハ支払人ハ引受ニ於テ支払地ニ於ケル支払ノ場所ヲ定ムルコトヲ得</p> <p>第二十八条 支払人ハ引受ニ因リ満期ニ於テ為替手形ノ支払ヲ為ス義務ヲ負フ</p> <p>② 支払ナキ場合ニ於テハ所持人ハ第四十八条及第四十九条ノ規定ニ依リテ請求スルコトヲ得ベキ一切ノ金額ニ付引受人ニ対シ為替手形ヨリ生ズル直接ノ請求権ヲ有ス所持人ガ振出人ナルトキト雖モ亦同ジ</p> <p>第二十九条 為替手形ニ引受ヲ記載シタル支払人ガ其ノ手形ノ返還前ニ之ヲ抹消シタルトキハ引受ヲ拒ミタルモノト看做ス抹消ハ証券ノ返還前ニ之ヲ為シタルモノト推定ス</p> <p>② 前項ノ規定ニ拘ラズ支払人ガ書面ヲ以テ所持人又ハ手形ニ署名シタル者ニ引受ノ通知ヲ為シタルトキハ此等ノ者ニ対シ引受ノ文言ニ従ヒテ責任ヲ負フ</p>	<p>第三章 保証</p> <p>第二十五条 小切手ノ支払ハ其ノ金額ノ全部又ハ一部ニ付保証ニ依リ之ヲ担保スルコトヲ得</p> <p>② 支払人ヲ除クノ外第三者ハ前項ノ保証ヲ為スコトヲ得小切手ニ署名シタル者ト雖モ亦同ジ</p> <p>第二十六条 保証ハ小切手又ハ補箋ニ之ヲ為スベシ</p> <p>② 保証ハ「保証」其ノ他之ト同一ノ意義ヲ有スル文字ヲ以テ表示シ保証人署名スベシ</p>	<p>書人及び振出人に対する遡求権を保全するためには、適法な時期に作成させた拒絶証書により、その記載がなかったことを証明しなければならない。</p> <p>第二十六条 引受けは、単純でなければならない。ただし、支払人は、手形金額の一部に制限することができる。</p> <p>2 引受けにより為替手形の記載事項に加えた他の変更は、引受けの拒絶の効力を有する。ただし、引受人は、その引受けの文言に従って責任を負う。</p> <p>第二十七条 振出人が支払人の住所地と異なる支払地を為替手形に記載した場合において、第三者方において支払いをすべき旨を定めなかったときは、支払人は、引受けをするにあたり、その第三者を定めることができる。これを定めなかったときは、引受人は、支払地において自ら支払いをする義務を負ったものとみなす。</p> <p>2 手形が支払人の住所において支払うべきものであるときは、支払人は、引受けにおいて、支払地における支払いの場所を定めることができる。</p> <p>第二十八条 支払人は、引受けにより、満期において為替手形の支払いをする義務を負う。</p> <p>2 支払いがない場合においては、所持人は、第四十八条及び第四十九条の規定によって請求することができるすべての金額について、引受人に対し、為替手形から生じる直接の請求権を有する。所持人が振出人であるときであっても、同様とする。</p> <p>第二十九条 為替手形に引受けを記載した支払人が、その手形の返還前にこれを抹消したときは、引受けを拒んだものとみなす。抹消は、証券の返還前にしたものと推定する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、支払人が、書面で、所持人又は手形に署名した者に引受けの通知をしたときは、これらの者に対しては、引受けの文言に従って責任を負う。</p>	<p>第三章 保証</p> <p>第二十五条 小切手の支払いは、その金額の全部又は一部につき、保証によって担保することができる。</p> <p>2 支払人を除くほか、第三者は、前項の保証をすることができる。小切手に署名した者であっても、同様とする。</p> <p>第二十六条 保証は、小切手又は補箋にしなければならない。</p> <p>2 保証は、「保証」その他これと同一の意義を有する文字で表示し、保証人が署名しなければならない。</p>
<p>第四章 保証</p> <p>第三十条 為替手形ノ支払ハ其ノ金額ノ全部又ハ一部ニ付保証ニ依リ之ヲ担保スルコトヲ得</p> <p>② 第三者ハ前項ノ保証ヲ為スコトヲ得手形ニ署名シタル者ト雖モ亦同ジ</p> <p>第三十一条 保証ハ為替手形又ハ補箋ニ之ヲ為スベシ</p> <p>② 保証ハ「保証」其ノ他之ト同一ノ意義ヲ有スル文字ヲ以テ表示シ保証人署名スベシ</p>	<p>第四章 保証</p> <p>第三十条 為替手形の支払いは、その金額の全部又は一部につき、保証によって担保することができる。</p> <p>2 第三者は、前項の保証をすることができる。手形に署名した者であっても、同様とする。</p> <p>第三十一条 保証は、為替手形又は補箋にしなければならない。</p> <p>2 保証は、「保証」その他これと同一の意義を有する文字で表示し、保証人が署名しなければならない。</p>	<p>第四章 保証</p> <p>第三十条 為替手形の支払いは、その金額の全部又は一部につき、保証によって担保することができる。</p> <p>2 第三者は、前項の保証をすることができる。手形に署名した者であっても、同様とする。</p> <p>第三十一条 保証は、為替手形又は補箋にしなければならない。</p> <p>2 保証は、「保証」その他これと同一の意義を有する文字で表示し、保証人が署名しなければならない。</p>	<p>第四章 保証</p> <p>第三十条 為替手形の支払いは、その金額の全部又は一部につき、保証によって担保することができる。</p> <p>2 第三者は、前項の保証をすることができる。手形に署名した者であっても、同様とする。</p> <p>第三十一条 保証は、為替手形又は補箋にしなければならない。</p> <p>2 保証は、「保証」その他これと同一の意義を有する文字で表示し、保証人が署名しなければならない。</p>

<p>③ 為替手形ノ表面ニ為シタル單ナル署名ハ之ヲ保証ト看做ス但シ支払人又ハ振出人ノ署名ハ此ノ限ニ在ラズ</p> <p>④ 保証ニハ何人ノ為ニ之ヲ為スカヲ表示スルコトヲ要ス其ノ表示ナキトキハ振出人ノ為ニ之ヲ為シタルモノト看做ス</p> <p>第三十二条 保証人ハ保証セラレタル者ト同一ノ責任ヲ負フ</p> <p>② 保証ハ其ノ担保シタル債務ガ方式ノ瑕疵ヲ除キ他ノ如何ナル事由ニ因リテ無効ナルトキト雖モ之ヲ有効トス</p> <p>③ 保証人ガ為替手形ノ支払ヲ為シタルトキハ保証セラレタル者及其ノ者ノ為替手形上ノ債務者ニ対シ為替手形ヨリ生ズル権利ヲ取得ス</p> <p style="text-align: center;">第五章 満期</p> <p>第三十三条 為替手形ハ左ノ何レカトシテ之ヲ振出スコトヲ得</p> <p>一 一覽払 二 一覽後定期払 三 日付後定期払 四 確定日払</p> <p>② 前項ト異ル満期又ハ分割払ノ為替手形ハ之ヲ無効トス</p> <p>第三十四条 一覽払ノ為替手形ハ呈示アリタルトキ之ヲ支払フベキモノトス此ノ手形ハ其ノ日附ヨリ一年内ニ支払ノ為之ヲ呈示スルコトヲ要ス振出人ハ此ノ期間ヲ短縮シ又ハ伸長スルコトヲ得裏書人ハ此等ノ期間ヲ短縮スルコトヲ得</p> <p>② 振出人ハ一定ノ期日前ニハ一覽払ノ為替手形ヲ支払ノ為呈示スルコトヲ得ザル旨ヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ呈示ノ期間ハ其ノ期日より始マル</p> <p>第三十五条 一覽後定期払ノ為替手形ノ満期ハ引受ノ日附又ハ拒絶証書ノ日附ニ依リテ之ヲ定ム</p> <p>② 拒絶証書アラザル場合ニ於テハ日附ナキ引受ハ引受人ニ関スル限り引受ノ為ノ呈示期間ノ末日ニ之ヲ為シタルモノト看做ス</p> <p>第三十六条 日附後又ハ一覽後一月又ハ数月払ノ為替手形ハ支払ヲ為スベキ月ニ於ケル応当日ヲ以テ満期トス応当日ナキトキハ其ノ月ノ末日ヲ以テ満期トス</p>	<p>③ 小切手ノ表面ニ為シタル單ナル署名ハ之ヲ保証ト看做ス但シ振出人ノ署名ハ此ノ限ニ在ラズ</p> <p>④ 保証ニハ何人ノ為ニ之ヲ為スカヲ表示スルコトヲ要ス其ノ表示ナキトキハ振出人ノ為ニ之ヲ為シタルモノト看做ス</p> <p>第二十七条 保証人ハ保証セラレタル者ト同一ノ責任ヲ負フ</p> <p>② 保証ハ其ノ担保シタル債務ガ方式ノ瑕疵ヲ除キ他ノ如何ナル事由ニ因リテ無効ナルトキト雖モ之ヲ有効トス</p> <p>③ 保証人ガ小切手ノ支払ヲ為シタルトキハ保証セラレタル者及其ノ者ノ小切手上ノ債務者ニ対シ小切手ヨリ生ズル権利ヲ取得ス</p> <p style="text-align: center;">第四章 呈示及支払</p> <p>第二十八条 小切手ハ一覽払ノモノトス之ニ反スル一切ノ記載ハ之ヲ為サザルモノト看做ス</p> <p>② 振出ノ日附トシテ記載シタル日ヨリ前ニ支払ノ為呈示シタル小切手ハ呈示ノ日ニ於テ之ヲ支払フベキモノトス</p> <p>第二十九条 国内ニ於テ振出し且支払フベキ小切手ハ十日内ニ支払ノ為之ヲ呈示スルコトヲ要ス</p> <p>② 支払ヲ為スベキ国ト異ル国ニ於テ振出シタル小切手ハ振出地及支払地ガ同一洲ニ存スルトキハ二十日以内又異ル洲ニ存スルトキハ七十日以内ニ之ヲ呈示スルコトヲ要ス</p> <p>③ 前項ニ関シテハ欧羅巴洲ノ一国ニ於テ振出し地中海沿岸ノ一国ニ於テ支払フベキ小切手又ハ地中海沿岸ノ一国ニ於テ振出し欧羅巴洲ノ一国ニ於テ支払フベキ小切手ハ同一洲内ニ於テ振出し且支払フベキモノト看做ス</p> <p>④ 本条ニ掲グル期間ノ起算日ハ小切手ニ振出ノ日附トシテ記載シタル日トス</p>	<p>3 為替手形の表面にした単なる署名は、保証とみなす。ただし、支払人又は振出人の署名は、この限りでない。</p> <p>4 保証には、いずれの者のためにするのかを表示しなければならない。その表示がないときは、振出人のためにしたものとみなす。</p> <p>第三十二条 保証人は、保証された者と同一の責任を負う。</p> <p>2 保証は、その担保した債務が方式の瑕疵を除いて他のいかなる事由によって無効であるときであっても、有効とする。</p> <p>3 保証人が為替手形の支払いをしたときは、保証された者及びその者の為替手形上の債務者に対し、為替手形から生じる権利を取得する。</p> <p style="text-align: center;">第五章 満期</p> <p>第三十三条 為替手形は、次に掲げるいずれかとして、振り出すことができる。</p> <p>一 一覽払い 二 一覽後定期払い 三 日付後定期払い 四 確定日払い</p> <p>2 前項と異なる満期又は分割払いの為替手形は、無効とする。</p> <p>第三十四条 一覽払いの為替手形は、提示があったときに支払うべきものとする。この手形は、その日付から一年以内に、支払いのために提示しなければならない。振出人は、この期間を短縮し、又は伸長することができる。裏書人は、これらの期間を短縮することができる。</p> <p>2 振出人は、一定の期日の前には一覽払いの為替手形を支払いのために提示することができない旨を定めることができる。この場合において、提示の期間は、その期日から始まる。</p> <p>第三十五条 一覽後定期払いの為替手形の満期は、引受けの日付又は拒絶証書の日付によって定める。</p> <p>2 拒絶証書がない場合においては、日付がない引受けは、引受人に関する限り、引受けのための提示期間の末日にしたものとみなす。</p> <p>第三十六条 日付後又は一覽後一月又は数月払いの為替手形は、支払いをすべき月における応当日をもって満期とする。応当日がないときは、その月の末日をもって満期とする。</p>	<p>3 小切手の表面にした単なる署名は、保証とみなす。ただし、振出人の署名は、この限りでない。</p> <p>4 保証には、いずれの者のためにするのかを表示しなければならない。その表示がないときは、振出人のためにしたものとみなす。</p> <p>第二十七条 保証人は、保証された者と同一の責任を負う。</p> <p>2 保証は、その担保した債務が方式の瑕疵を除いて他のいかなる事由によって無効であるときであっても、有効とする。</p> <p>3 保証人が小切手の支払いをしたときは、保証された者及びその者の小切手上的債務者に対し、小切手から生じる権利を取得する。</p> <p style="text-align: center;">第四章 提示及び支払い</p> <p>第二十八条 小切手は、一覽払いのものとする。これに反する一切の記載は、していないものとみなす。</p> <p>2 振出日として記載した日より前に支払いのために提示した小切手は、提示の日を支払うべきものとする。</p> <p>第二十九条 国内において振り出し、かつ、支払うべき小切手は、十日以内に、支払いのために提示しなければならない。</p> <p>2 支払をすべき国と異なる国において振り出した小切手は、振出地及び支払地が同一州に存するときは二十日以内、また異なる州に存するときは七十日以内に、提示しなければならない。</p> <p>3 前項に関しては、ヨーロッパ州の一国において振り出し地中海沿岸の一国において支払うべき小切手又は地中海沿岸の一国において振り出しヨーロッパ州の一国において支払うべき小切手は、同一州内において振り出し、かつ、支払うべきものとみなす。</p> <p>4 本条に掲げる期間の起算日は、小切手に振出日として記載した日とする。</p>
---	--	---	--



<p>② 日附後又ハ一覽後一月半又ハ数月半払ノ為替手形ニ付テハ先ヅ全月ヲ計算ス</p> <p>③ 月ノ始、月ノ央（一月ノ央、二月ノ央等）又ハ月ノ終ヲ以テ満期ヲ定メタルトキハ其ノ月ノ一日、十五日又ハ末日ヲ謂フ</p> <p>④ 「八日」又ハ「十五日」トハ一週又ハ二週ニ非ズシテ満八日又ハ満十五日ヲ謂フ</p> <p>⑤ 「半月」トハ十五日ノ期間ヲ謂フ</p> <p>第三十七条 振出地ト曆ヲ異ニスル地ニ於テ確定日ニ支払フベキ為替手形ニ付テハ満期ノ日ハ支払地ノ曆ニ依リテ之ヲ定メタルモノト看做ス</p> <p>② 曆ヲ異ニスル二地ノ間ニ振出シタル為替手形ガ日附後定期払ナルトキハ振出ノ日ヲ支払地ノ曆ノ応当日ニ換ヘ之ニ依リテ満期ヲ定ム</p> <p>③ 為替手形ノ呈示期間ハ前項ノ規定ニ從ヒテ之ヲ計算ス</p> <p>④ 前三項ノ規定ハ為替手形ノ文言又ハ証券ノ単ナル記載ニ依リ別段ノ意思ヲ知り得ベキトキハ之ヲ適用セズ</p> <p style="text-align: center;">第六章 支払</p> <p>第三十八条 確定日払、日附後定期払又ハ一覽後定期払ノ為替手形ノ所持人ハ支払ヲ為スベキ日又ハ之ニ次グ二取引日内ニ支払ノ為手形ヲ呈示スルコトヲ要ス</p> <p>② 手形交換所ニ於ケル為替手形ノ呈示ハ支払ノ為ノ呈示タル効力ヲ有ス</p> <p style="text-align: center;">第六章 支払</p> <p>第三十九条 為替手形ノ支払人ハ支払ヲ為スニ当リ所持人ニ対シ手形ニ受取ヲ証スル記載ヲ為シテ之ヲ交付スベキコトヲ請求スルコトヲ得</p> <p>② 所持人ハ一部支払ヲ拒ムコトヲ得ズ</p> <p>③ 一部支払ノ場合ニ於テハ支払人ハ其ノ支払アリタル旨ノ手形上ノ記載及受取証書ノ交付ヲ請求スルコトヲ得</p> <p>第四十条 為替手形ノ所持人ハ満期前ニハ其ノ支払ヲ受クルコトヲ要セズ</p> <p>② 満期前ニ支払ヲ為ス支払人ハ自己ノ危険ニ於テ之ヲ為スモノトス</p> <p>③ 満期ニ於テ支払ヲ為ス者ハ悪意又ハ重大ナル過失ナキ限り其ノ責ヲ免ル此ノ者ハ裏書ノ連続ノ整</p>	<p>第三十条 小切手ガ曆ヲ異ニスル二地ノ間ニ振出シタルモノナルトキハ振出ノ日ヲ支払地ノ曆ノ応当日ニ換フ</p> <p>第三十一条 手形交換所ニ於ケル小切手ノ呈示ハ支払ノ為ノ呈示タル効力ヲ有ス</p> <p>第三十二条 小切手ノ支払委託ノ取消ハ呈示期間經過後ニ於テノミ其ノ効力ヲ生ズ</p> <p>② 支払委託ノ取消ナキトキハ支払人ハ期間經過後ト雖モ支払ヲ為スコトヲ得</p> <p>第三十三条 振出ノ後振出人ガ死亡シ意思能力ヲ喪失シ又ハ行為能力ノ制限ヲ受クルモ小切手ノ効力ニ影響ヲ及ボスコトナシ</p> <p>第三十四条 小切手ノ支払人ハ支払ヲ為スニ当リ所持人ニ対シ小切手ニ受取ヲ証スル記載ヲ為シテ之ヲ交付スベキコトヲ請求スルコトヲ得</p> <p>② 所持人ハ一部支払ヲ拒ムコトヲ得ズ</p> <p>③ 一部支払ノ場合ニ於テハ支払人ハ其ノ支払アリタル旨ノ小切手上ノ記載及受取証書ノ交付ヲ請求スルコトヲ得</p> <p>第三十五条 裏書シ得ベキ小切手ノ支払ヲ為ス支払人ハ裏書ノ連続ノ整否ヲ調査スル義務アルモ裏書</p>	<p>2 日付後又は一覽後一月半又は数月半払いの為替手形については、まず全月を計算する。</p> <p>3 月の始め、月の中央（一月の中央、二月の中央等）又は月の終わりをもって満期を定めたときは、その月の一日、十五日又は末日をいう。</p> <p>4 「八日」又は「十五日」とは、一週又は二週ではなく、満八日又は満十五日をいう。</p> <p>5 「半月」とは、十五日の期間をいう。</p> <p>第三十七条 振出地と曆を異にする地において確定日に支払うべき為替手形については、満期の日は、支払地の曆によって定めたものとみなす。</p> <p>2 曆を異にする二地の間に振り出した為替手形が日付後定期払いであるときは、振出日を支払地の曆の応当日に換え、これによって満期を定める。</p> <p>3 為替手形の提示期間は、前項の規定に従って計算する。</p> <p>4 前三項の規定は、為替手形の文言又は証券の単なる記載により、別段の意思を知ることができるときは、適用しない。</p> <p style="text-align: center;">第六章 支払い</p> <p>第三十八条 確定日払い、日付後定期払い又は一覽後定期払いの為替手形の所持人は、支払いをすべき日又はこれに次ぐ二取引日以内に、支払いのために手形を提示しなければならない。</p> <p>2 手形交換所における為替手形の提示は、支払いのための提示としての効力を有する。</p> <p>第三十九条 為替手形の支払人は、支払いをするに当たり、所持人に対し、手形に受取りを証する記載をしてこれを交付することを請求することができる。</p> <p>2 所持人は、一部支払いを拒むことができない。</p> <p>3 一部支払いの場合においては、支払人は、その支払いがあった旨の手形上の記載及び受取証書の交付を請求することができる。</p> <p>第四十条 為替手形の所持人は、満期前には、その支払いを受けることを要しない。</p> <p>2 満期前に支払いをする支払人は、自己の危険においてこれをするものとする。</p> <p>3 満期において支払いをする者は、悪意又は重大な過失がない限り、その責任を免れる。この者は、</p>	<p>第三十条 小切手が曆を異にする二地の間に振り出したものであるときは、振出日を支払地の曆の応当日に換える。</p> <p>第三十一条 手形交換所における小切手の提示は、支払いのための提示としての効力を有する。</p> <p>第三十二条 小切手の支払委託の取消しは、提示期間經過後においてのみ、その効力を生じる。</p> <p>2 支払委託の取消しがないときは、支払人は、期間經過後であっても、支払いをすることができる。</p> <p>第三十三条 振出しの後、振出人が死亡し、意思能力を喪失し、又は行為能力の制限を受けることがあっても、小切手の効力には影響を及ぼさない。</p> <p>第三十四条 小切手の支払人は、支払いをするに当たり、所持人に対し、小切手に受取りを証する記載をしてこれを交付することを請求することができる。</p> <p>2 所持人は、一部支払いを拒むことができない。</p> <p>3 一部支払いの場合においては、支払人は、その支払いがあった旨の小切手上の記載及び受取証書の交付を請求することができる。</p> <p>第三十五条 裏書することができる小切手の支払いをする支払人は、裏書の連続の整否を調査する義</p>
--	--	---	--

<p>否ヲ調査スル義務アルモ裏書人ノ署名ヲ調査スル義務ナシ</p> <p>第四十一条 支払地ノ通貨ニ非ザル通貨ヲ以テ支払フべき旨ヲ記載シタル為替手形ニ付テハ満期ノ日ニ於ケル価格ニ依リ其ノ国ノ通貨ヲ以テ支払フ為スコトヲ得債務者ガ支払ヲ遅滞シタルトキハ所持人ハ其ノ選択ニ依リ満期ノ日又ハ支払ノ日ノ相場ニ従ヒ其ノ国ノ通貨ヲ以テ為替手形ノ金額ヲ支払フべきコトヲ請求スルコトヲ得</p> <p>② 外国通貨ノ価格ハ支払地ノ慣習ニ依リ之ヲ定ム但シ振出人ハ手形ニ定メタル換算率ニ依リ支払金額ヲ計算スべき旨ヲ記載スルコトヲ得</p> <p>③ 前二項ノ規定ハ振出人ガ特種ノ通貨ヲ以テ支払フべき旨(外国通貨現実支払文句)ヲ記載シタル場合ニハ之ヲ適用セズ</p> <p>④ 振出国ト支払国トニ於テ同名異価ヲ有スル通貨ニ依リ為替手形ノ金額ヲ定メタルトキハ支払地ノ通貨ニ依リテ之ヲ定メタルモノト推定ス</p> <p>第四十二条 第三十八条ニ規定スル期間内ニ為替手形ノ支払ノ為ノ呈示ナキトキハ各債務者ハ所持人ノ費用及危険ニ於テ手形金額ヲ所轄官署ニ供託スルコトヲ得</p>	<p>人ノ署名ヲ調査スル義務ナシ</p> <p>第三十六条 支払地ノ通貨ニ非ザル通貨ヲ以テ支払フべき旨ヲ記載シタル小切手ニ付テハ其ノ呈示期間内ハ支払ノ日ニ於ケル価格ニ依リ其ノ国ノ通貨ヲ以テ支払フ為スコトヲ得呈示ヲ為スモ支払ナカリシトキハ所持人ハ其ノ選択ニ依リ呈示ノ日又ハ支払ノ日ノ相場ニ従ヒ其ノ国ノ通貨ヲ以テ小切手ノ金額ヲ支払フべきコトヲ請求スルコトヲ得</p> <p>② 外国通貨ノ価格ハ支払地ノ慣習ニ依リ之ヲ定ム但シ振出人ハ小切手ニ定メタル換算率ニ依リ支払金額ヲ計算スべき旨ヲ記載スルコトヲ得</p> <p>③ 前二項ノ規定ハ振出人ガ特種ノ通貨ヲ以テ支払フべき旨(外国通貨現実支払文句)ヲ記載シタル場合ニハ之ヲ適用セズ</p> <p>④ 振出国ト支払国トニ於テ同名異価ヲ有スル通貨ニ依リ小切手ノ金額ヲ定メタルトキハ支払地ノ通貨ニ依リテ之ヲ定メタルモノト推定ス</p> <p>第五章 線引小切手</p> <p>第三十七条 小切手ノ振出人又ハ所持人ハ小切手ニ線引ヲ為スコトヲ得線引ハ次条ニ定ムル効力ヲ有ス</p> <p>② 線引ハ小切手ノ表面ニ二条ノ平行線ヲ引キテ之ヲ為スベシ線引ハ一般又ハ特定タルコトヲ得</p> <p>③ 二条ノ線内ニ何等ノ指定ヲ為サザルカ又ハ「銀行」若ハ之ト同一ノ意義ヲ有スル文字ヲ記載シタルトキハ線引ハ之ヲ一般トス二条ノ線内ニ銀行ノ名称ヲ記載シタルトキハ線引ハ之ヲ特定トス</p> <p>④ 一般線引ハ之ヲ特定線引ニ変更スルコトヲ得ルモ特定線引ハ之ヲ一般線引ニ変更スルコトヲ得ズ</p> <p>⑤ 線引又ハ被指定銀行ノ名称ノ抹消ハ之ヲ為サザルモノト看做ス</p> <p>第三十八条 一般線引小切手ハ支払人ニ於テ銀行ニ対シ又ハ支払人ノ取引先ニ対シテノミ之ヲ支払フコトヲ得</p> <p>② 特定線引小切手ハ支払人ニ於テ被指定銀行ニ対シテノミ又ハ被指定銀行ガ支払人ナルトキハ自己ノ取引先ニ対シテノミ之ヲ支払フコトヲ得但シ被指定銀行ハ他ノ銀行ヲシテ小切手ノ取立ヲ為サシムルコトヲ得</p> <p>③ 銀行ハ自己ノ取引先又ハ他ノ銀行ヨリノミ線引</p>	<p>裏書ノ連続ノ整否を調査する義務を負うが、裏書人ノ署名を調査する義務を負わない。</p> <p>第四十一条 支払地ノ通貨でない通貨で支払うべき旨を記載した為替手形については、満期の日における価格により、その国の通貨で支払いをすることができる。債務者が支払いを遅滞したときは、所持人は、その選択により、満期の日又は支払いの日の相場に従い、その国の通貨で為替手形ノ金額を支払うことを請求することができる。</p> <p>2 外国通貨の価格は、支払地の慣習によって定める。ただし、振出人は、手形に定めた換算率によって支払金額を計算すべき旨を記載することができる。</p> <p>3 前二項の規定は、振出人が特種の通貨で支払うべき旨(外国通貨現実支払文句)を記載した場合には、適用しない。</p> <p>4 振出国と支払国とにおいて同名異価を有する通貨によって為替手形ノ金額を定めたときは、支払地の通貨によって定めたものと推定する。</p> <p>第四十二条 第三十八条に規定する期間内に為替手形ノ支払いのための提示がないときは、各債務者は、所持人の費用及び危険において、手形金額を所轄官署に供託することができる。</p>	<p>務を負うが、裏書人の署名を調査する義務を負わない。</p> <p>第三十六条 支払地ノ通貨でない通貨で支払うべき旨を記載した小切手については、その提示期間内は、支払いの日における価格により、その国の通貨で支払いをすることができる。提示をしても支払いがなかったときは、所持人は、その選択により、提示の日又は支払いの日の相場に従い、その国の通貨で小切手ノ金額を支払うことを請求することができる。</p> <p>2 外国通貨の価格は、支払地の慣習によって定める。ただし、振出人は、小切手に定めた換算率により支払金額を計算すべき旨を記載することができる。</p> <p>3 前二項の規定は、振出人が特種の通貨で支払うべき旨(外国通貨現実支払文句)を記載した場合には、適用しない。</p> <p>4 振出国と支払国とにおいて同名異価を有する通貨によって小切手ノ金額を定めたときは、支払地の通貨によって定めたものと推定する。</p> <p>第五章 線引小切手</p> <p>第三十七条 小切手ノ振出人又ハ所持人は、小切手に線引きをすることができる。線引きは、次条に定める効力を有する。</p> <p>2 線引きは、小切手ノ表面ニ二条ノ平行線ヲ引いてしなければならない。線引きは、一般又ハ特定であることができる。</p> <p>3 二条ノ線内ニ何らの指定をせず、又は「銀行」若しくはこれと同一ノ意義を有する文字を記載したときは、線引きは一般とする。二条ノ線内ニ銀行ノ名称を記載したときは、線引きは特定とする。</p> <p>4 一般線引きは特定線引きに変更することができるが、特定線引きは一般線引きに変更することができない。</p> <p>5 線引き又ハ被指定銀行ノ名称ノ抹消は、していないものとみなす。</p> <p>第三十八条 一般線引小切手は、支払人において、銀行に對し、又は支払人ノ取引先に對してのみ、支払うことができる。</p> <p>2 特定線引小切手は、支払人において、被指定銀行に對してのみ、また、被指定銀行ガ支払人であるときは自己ノ取引先に對してのみ、支払うことができる。ただし、被指定銀行は、他の銀行に小切手ノ取立てをさせることができる。</p> <p>3 銀行は、自己ノ取引先又ハ他の銀行からのみ、</p>
--	--	---	--

<p>第七章 引受拒絶又ハ支払拒絶ニ因ル遡求</p> <p>第四十三条 満期ニ於テ支払ナキトキハ所持人ハ裏書人、振出人其ノ他ノ債務者ニ対シ其ノ遡求権ヲ行フコトヲ得左ノ場合ニ於テハ満期前ト雖モ亦同ジ</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 引受ノ全部又ハ一部ノ拒絶アリタルトキ</li> <li>二 引受ヲ為シタル若ハ為サザル支払人ガ破産手続開始ノ決定ヲ受ケタル場合、其ノ支払停止ノ場合又ハ其ノ財産ニ対スル強制執行ガ効ヲ奏セザル場合</li> <li>三 引受ノ為ノ呈示ヲ禁ジタル手形ノ振出人ガ破産手続開始ノ決定ヲ受ケタル場合</li> </ol> <p>第四十四条 引受又ハ支払ノ拒絶ハ公正証書（引受拒絶証書又ハ支払拒絶証書）ニ依リ之ヲ証明スルコトヲ要ス</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>② 引受拒絶証書ハ引受ノ為ノ呈示期間内ニ之ヲ作ラシムルコトヲ要ス第二十四条第一項ニ規定スル場合ニ於テ期間ノ末日ニ第一ノ呈示アリタルトキハ拒絶証書ハ其ノ翌日ニ之ヲ作ラシムルコトヲ得</li> <li>③ 確定日払、日附後定期払又ハ一覽後定期払ノ為替手形ノ支払拒絶証書ハ為替手形ノ支払ヲ為スベキ日又ハ之ニ次グ二取引日内ニ之ヲ作ラシムルコトヲ要ス一覽払ノ手形ノ支払拒絶証書ハ引受拒絶証書ノ作成ニ関シテ前項ニ規定スル条件ニ従ヒ之ヲ作ラシムルコトヲ要ス</li> <li>④ 引受拒絶証書アルトキハ支払ノ為ノ呈示及支払拒絶証書ヲ要セズ</li> <li>⑤ 引受ヲ為シタル若ハ為サザル支払人ガ支払ヲ停止シタル場合又ハ其ノ財産ニ対スル強制執行ガ効ヲ奏セザル場合ニ於テハ所持人ハ支払人ニ対シ手形ノ支払ノ為ノ呈示ヲ為シ且拒絶証書ヲ作ラシメタル後ニ非ザレバ其ノ遡求権ヲ行フコトヲ得ズ</li> <li>⑥ 引受ヲ為シタル若ハ為サザル支払人ガ破産手続開始ノ決定ヲ受ケタル場合又ハ引受ノ為ノ呈示ヲ禁ジタル手形ノ振出人ガ破産手続開始ノ決定ヲ受ケタル場合ニ於テ所持人ガ其ノ遡求権ヲ行フニハ破産手続開始ノ決定ノ裁判書ヲ提出スルヲ以テ足</li> </ol>	<p>小切手ヲ取得スルコトヲ得銀行ハ此等ノ者以外ノ者ノ為ニ線引小切手ノ取立ヲ為スコトヲ得ズ</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>④ 数箇ノ特定線引アル小切手ハ支払人ニ於テ之ヲ支払フコトヲ得ズ但シ二箇ノ線引アル場合ニ於テ其ノ一ガ手形交換所ニ於ケル取立ノ為ニ為サレタルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ</li> <li>⑤ 前四項ノ規定ヲ遵守セザル支払人又ハ銀行ハ之ガ為ニ生ジタル損害ニ付小切手ノ金額ニ達スル迄賠償ノ責ニ任ズ</li> </ol> <p>第六章 支払拒絶ニ因ル遡求</p> <p>第三十九条 適法ノ時期ニ呈示シタル小切手ノ支払ナキ場合ニ於テ左ノ何レカニ依リ支払拒絶ヲ証明スルコトキハ所持人ハ裏書人、振出人其ノ他ノ債務者ニ対シ其ノ遡求権ヲ行フコトヲ得</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 公正証書（拒絶証書）</li> <li>二 小切手ニ呈示ノ日ヲ表示シテ記載シ且日附ヲ附シタル支払人ノ宣言</li> <li>三 適法ノ時期ニ小切手ヲ呈示シタルモ其ノ支払ナカリシ旨ヲ証明シ且日附ヲ附シタル手形交換所ノ宣言</li> </ol> <p>第四十条 拒絶証書又ハ之ト同一ノ効力ヲ有スル宣言ハ呈示期間経過前ニ之ヲ作ラシムルコトヲ要ス</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>② 期間ノ末日ニ呈示アリタルトキハ拒絶証書又ハ之ト同一ノ効力ヲ有スル宣言ハ之ニ次グ第一ノ取引日ニ之ヲ作ラシムルコトヲ得</li> </ol>	<p>第七章 引受拒絶又ハ支払拒絶による遡求</p> <p>第四十三条 満期において支払いがないときは、所持人は、裏書人、振出人その他の債務者に対し、その遡求権を行使することができる。次に掲げる場合においては、満期前であっても、同様とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 引受けの全部又は一部の拒絶があったとき。</li> <li>二 引受けをし、若しくはしていない支払人が、破産手続開始の決定を受けた場合、その支払停止の場合又はその財産に対する強制執行が功を奏しない場合</li> <li>三 引受けのための提示を禁じた手形の振出人が破産手続開始の決定を受けた場合</li> </ol> <p>第四十四条 引受け又は支払いの拒絶は、公正証書（引受拒絶証書又は支払拒絶証書）により、証明しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 引受拒絶証書は、引受けのための提示期間内に作成させなければならない。第二十四条第一項に規定する場合において、期間の末日に第一の提示があったときは、拒絶証書は、その翌日に作成させることができる。</li> <li>3 確定日払い、日付後定期払い又は一覽後定期払いの為替手形の支払拒絶証書は、為替手形の支払いをすべき日又はこれに次ぐ二取引日以内に作成させなければならない。一覽払いの手形の支払拒絶証書は、引受拒絶証書の作成に関して前項に規定する条件に従って、作成させなければならない。</li> <li>4 引受拒絶証書があるときは、支払いのための提示及び支払拒絶証書を要しない。</li> <li>5 引受けをし、若しくはしない支払人が支払いを停止した場合又はその財産に対する強制執行が功を奏しない場合においては、所持人は、支払人に対して、手形の支払いのための提示をし、かつ、拒絶証書を作成させた後でなければ、その遡求権を行使することができない。</li> <li>6 引受けをし、若しくはしない支払人が破産手続開始の決定を受けた場合又は引受けのための提示を禁じた手形の振出人が破産手続開始の決定を受けた場合において、所持人がその遡求権を行使するには、破産手続開始の決定の裁判書を提出すれ</li> </ol>	<p>線引小切手を取得することができる。銀行は、これらの者以外の者のために線引小切手の取立てをすることができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4 数箇の特定線引きがある小切手は、支払人において、支払うことができない。ただし、二箇の線引きがある場合において、その一が手形交換所における取立てのためにされたものであるときは、この限りでない。</li> <li>5 前四項の規定を遵守しない支払人又は銀行は、そのために生じた損害につき、小切手の金額に達するまで、賠償の責任を負う。</li> </ol> <p>第六章 支払拒絶による遡求</p> <p>第三十九条 適法な時期に提示した小切手の支払いがない場合において、次に掲げるいずれかにより支払拒絶を証明するときは、所持人は、裏書人、振出人その他の債務者に対し、その遡求権を行使することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 公正証書（拒絶証書）</li> <li>二 小切手に提示の日を表示して記載し、かつ、日付を付した支払人の宣言</li> <li>三 適法な時期に小切手を提示したもののその支払いがなかった旨を証明し、かつ、日付を付した手形交換所の宣言</li> </ol> <p>第四十条 拒絶証書又はこれと同一の効力を有する宣言は、提示期間経過前に作成させなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 期間の末日に提示があったときは、拒絶証書又はこれと同一の効力を有する宣言は、これに次ぐ第一の取引日に作成させることができる。</li> </ol>
--	--	---	---

<p>ル</p> <p>第四十五条 所持人ハ拒絶証書作成ノ日ニ次グ又ハ無費用償還文句アル場合ニ於テハ呈示ノ日ニ次グ四取引日内ニ自己ノ裏書人及振出人ニ対シ引受拒絶又ハ支払拒絶アリタルコトヲ通知スルコトヲ要ス各裏書人ハ通知ヲ受ケタル日ニ次グ二取引日内ニ前ノ通知者全員ノ名称及宛所ヲ示シテ自己ノ受ケタル通知ヲ自己ノ裏書人ニ通知シ順次振出人ニ及ブモノトス此ノ期間ハ各其ノ通知ヲ受ケタル時ヨリ進行ス</p> <p>② 前項ノ規定ニ従ヒ為替手形ノ署名者ニ通知ヲ為ストキハ同一期間内ニ其ノ保証人ニ同一ノ通知ヲ為スコトヲ要ス</p> <p>③ 裏書人ガ其ノ宛所ヲ記載セズ又ハ其ノ記載ガ読ミ難キ場合ニ於テハ其ノ裏書人ノ直接ノ前者ニ通知スルヲ以テ足ル</p> <p>④ 通知ヲ為スベキ者ハ如何ナル方法ニ依リテモ之ヲ為スコトヲ得単ニ為替手形ヲ返付スルニ依リテモ亦之ヲ為スコトヲ得</p> <p>⑤ 通知ヲ為スベキ者ハ適法ノ期間内ニ通知ヲ為シタルコトヲ証明スルコトヲ要ス此ノ期間内ニ通知ヲ為ス書面ヲ郵便ニ付シ又ハ民間事業者による信書ノ送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項ニ規定スル一般信書便事業者若ハ同条第九項ニ規定スル特定信書便事業者ノ提供スル同条第二項ニ規定スル信書便ノ役務ヲ利用シテ発送シタル場合ニ於テハ其ノ期間ヲ遵守シタルモノト看做ス</p> <p>⑥ 前項ノ期間内ニ通知ヲ為サザル者ハ其ノ権利ヲ失フコトナシ但シ過失ニ因リテ生ジタル損害アルトキハ為替手形ノ金額ヲ超エザル範囲内ニ於テ其ノ賠償ノ責ニ任ズ</p>	<p>第四十一条 所持人ハ拒絶証書又ハ之ト同一ノ効力ヲ有スル宣言ノ作成ノ日ニ次グ又ハ無費用償還文句アル場合ニ於テハ呈示ノ日ニ次グ四取引日内ニ自己ノ裏書人及振出人ニ対シ支払拒絶アリタルコトヲ通知スルコトヲ要ス各裏書人ハ通知ヲ受ケタル日ニ次グ二取引日内ニ前ノ通知者全員ノ名称及宛所ヲ示シテ自己ノ受ケタル通知ヲ自己ノ裏書人ニ通知シ順次振出人ニ及ブモノトス此ノ期間ハ各其ノ通知ヲ受ケタル時ヨリ進行ス</p> <p>② 前項ノ規定ニ従ヒ小切手ノ署名者ニ通知ヲ為ストキハ同一期間内ニ其ノ保証人ニ同一ノ通知ヲ為スコトヲ要ス</p> <p>③ 裏書人ガ其ノ宛所ヲ記載セズ又ハ其ノ記載ガ読ミ難キ場合ニ於テハ其ノ裏書人ノ直接ノ前者ニ通知スルヲ以テ足ル</p> <p>④ 通知ヲ為スベキ者ハ如何ナル方法ニ依リテモ之ヲ為スコトヲ得単ニ小切手ヲ返付スルニ依リテモ亦之ヲ為スコトヲ得</p> <p>⑤ 通知ヲ為スベキ者ハ適法ノ期間内ニ通知ヲ為シタルコトヲ証明スルコトヲ要ス此ノ期間内ニ通知ヲ為ス書面ヲ郵便ニ付シ又ハ民間事業者による信書ノ送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項ニ規定スル一般信書便事業者若ハ同条第九項ニ規定スル特定信書便事業者ノ提供スル同条第二項ニ規定スル信書便ノ役務ヲ利用シテ発送シタル場合ニ於テハ其ノ期間ヲ遵守シタルモノト看做ス</p> <p>⑥ 前項ノ期間内ニ通知ヲ為サザル者ハ其ノ権利ヲ失フコトナシ但シ過失ニ因リテ生ジタル損害アルトキハ小切手ノ金額ヲ超エザル範囲内ニ於テ其ノ賠償ノ責ニ任ズ</p>	<p>ば足りる。</p> <p>第四十五条 所持人は、拒絶証書作成の日（無費用償還文句がある場合においては、提示の日）に次ぐに次ぐ四取引日以内に、自己の裏書人及び振出人に対し、引受拒絶又は支払拒絶があったことを通知しなければならない。各裏書人は、通知を受けた日に次ぐ二取引日以内に、前の通知者全員の名称及び宛所を示して自己の受けた通知を自己の裏書人に通知し、順次振出人に及ぶものとする。この期間は、それぞれその通知を受けた時から進行する。</p> <p>2 前項の規定に従い為替手形の署名者に通知をするときは、同一期間内に、その保証人に同一の通知をしなければならない。</p> <p>3 裏書人がその宛所を記載せず、又はその記載を読むことが難しい場合においては、その裏書人の直接の前者に通知すれば足りる。</p> <p>4 通知をすべき者は、いかなる方法によっても、これを行うことができる。単に為替手形を返付することによってもまた、これを行うことができる。</p> <p>5 通知をすべき者は、適法な期間内に通知をしたことを証明しなければならない。この期間内に、通知をする書面を郵便に付し、又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務を利用して発送した場合においては、その期間を遵守したものとみなす。</p> <p>6 前項の期間内に通知をしなかった者であっても、その権利を失わない。ただし、過失によって生じた損害があるときは、為替手形の金額を超えない範囲内において、その賠償の責任を負う。</p>	<p>第四十一条 所持人は、拒絶証書又はこれと同一の効力を有する宣言の作成の日（無費用償還文句がある場合においては、提示の日）に次ぐ四取引日以内に、自己の裏書人及び振出人に対し、支払拒絶があったことを通知しなければならない。各裏書人は、通知を受けた日に次ぐ二取引日以内に、前の通知者全員の名称及び宛所を示して自己の受けた通知を自己の裏書人に通知し、順次振出人に及ぶものとする。この期間は、それぞれその通知を受けた時から進行する。</p> <p>2 前項の規定に従い小切手の署名者に通知をするときは、同一期間内に、その保証人に同一の通知をしなければならない。</p> <p>3 裏書人がその宛所を記載せず、又はその記載を読むことが難しい場合においては、その裏書人の直接の前者に通知すれば足りる。</p> <p>4 通知をすべき者は、いかなる方法によっても、これを行うことができる。単に小切手を返付することによってもまた、これを行うことができる。</p> <p>5 通知をすべき者は、適法な期間内に通知をしたことを証明しなければならない。この期間内に、通知をする書面を郵便に付し、又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務を利用して発送した場合においては、その期間を遵守したものとみなす。</p> <p>6 前項の期間内に通知をしなかった者であっても、その権利を失わない。ただし、過失によって生じた損害があるときは、小切手の金額を超えない範囲内において、その賠償の責任を負う。</p>
<p>第四十六条 振出人、裏書人又ハ保証人ハ証券ニ記載シ且署名シタル「無費用償還」、「拒絶証書不要」ノ文句其ノ他之ト同一ノ意義ヲ有スル文言ニ依リ所持人ニ対シ其ノ遡求権ヲ行フ為ノ引受拒絶証書又ハ支払拒絶証書ノ作成ヲ免除スルコトヲ得</p> <p>② 前項ノ文言ハ所持人ニ対シ法定期間内ニ於ケル為替手形ノ呈示及通知ノ義務ヲ免除スルコトナシ期間ノ不遵守ハ所持人ニ対シ之ヲ援用スル者ニ於テ其ノ証明ヲ為スコトヲ要ス</p> <p>③ 振出人ガ第一項ノ文言ヲ記載シタルトキハ一切ノ署名者ニ対シ其ノ効力ヲ生ズ裏書人又ハ保証人ガ之ヲ記載シタルトキハ其ノ裏書人又ハ保証人ニ対シテノミ其ノ効力ヲ生ズ振出人ガ此ノ文言ヲ記載シタルニ拘ラズ所持人ガ拒絶証書ヲ作ラシメタルトキハ其ノ費用ハ所持人之ヲ負担ス裏書人又ハ保証人ガ此ノ文言ヲ記載シタル場合ニ於テ拒絶証書ノ作成アリタルトキハ一切ノ署名者ヲシテ其ノ費用ヲ償還セシムルコトヲ得</p>	<p>第四十二条 振出人、裏書人又ハ保証人ハ証券ニ記載シ且署名シタル「無費用償還」、「拒絶証書不要」ノ文句其ノ他之ト同一ノ意義ヲ有スル文言ニ依リ所持人ニ対シ其ノ遡求権ヲ行フ為ノ拒絶証書又ハ之ト同一ノ効力ヲ有スル宣言ノ作成ヲ免除スルコトヲ得</p> <p>② 前項ノ文言ハ所持人ニ対シ法定期間内ニ於ケル小切手ノ呈示及通知ノ義務ヲ免除スルコトナシ期間ノ不遵守ハ所持人ニ対シ之ヲ援用スル者ニ於テ其ノ証明ヲ為スコトヲ要ス</p> <p>③ 振出人ガ第一項ノ文言ヲ記載シタルトキハ一切ノ署名者ニ対シ其ノ効力ヲ生ズ裏書人又ハ保証人ガ之ヲ記載シタルトキハ其ノ裏書人又ハ保証人ニ対シテノミ其ノ効力ヲ生ズ振出人ガ此ノ文言ヲ記載シタルニ拘ラズ所持人ガ拒絶証書又ハ之ト同一ノ効力ヲ有スル宣言ヲ作ラシメタルトキハ其ノ費用ハ所持人之ヲ負担ス裏書人又ハ保証人ガ此ノ文言ヲ記載シタル場合ニ於テ拒絶証書又ハ之ト同一ノ効力ヲ有スル宣言ノ作成アリタルトキハ一切ノ</p>	<p>第四十六条 振出人、裏書人又は保証人は、証券に記載し、かつ、署名した、「無費用償還」、「拒絶証書不要」の文句その他これと同一の意義を有する文言により、所持人に対し、その遡求権を行使するための引受拒絶証書又は支払拒絶証書の作成を免除することができる。</p> <p>2 前項の文言は、所持人に対し、法定期間内における為替手形の提示及び通知の義務を免除しない。期間の不遵守は、所持人に対しこれを援用する者において、その証明をしなければならない。</p> <p>3 振出人が第一項の文言を記載したときは、すべての署名者に対し、その効力を生じる。裏書人又は保証人がこれを記載したときは、その裏書人又は保証人に対してのみ、その効力を生じる。振出人がこの文言を記載したにもかかわらず、所持人が拒絶証書を作成させたときは、その費用は、所持人が負担する。裏書人又は保証人がこの文言を記載した場合において、拒絶証書の作成があったときは、すべての署名者にその費用を償還させる</p>	<p>第四十二条 振出人、裏書人又は保証人は、証券に記載し、かつ、署名した、「無費用償還」、「拒絶証書不要」の文句その他これと同一の意義を有する文言により、所持人に対し、その遡求権を行使するための拒絶証書又はこれと同一の効力を有する宣言の作成を免除することができる。</p> <p>2 前項の文言は、所持人に対し、法定期間内における小切手の提示及び通知の義務を免除しない。期間の不遵守は、所持人に対し援用する者において、その証明をしなければならない。</p> <p>3 振出人が第一項の文言を記載したときは、すべての署名者に対し、その効力を生じる。裏書人又は保証人がこれを記載したときは、その裏書人又は保証人に対してのみ、その効力を生じる。振出人がこの文言を記載したにもかかわらず、所持人が拒絶証書又はこれと同一の効力を有する宣言を作成させたときは、その費用は、所持人が負担する。裏書人又は保証人がこの文言を記載した場合において、拒絶証書又はこれと同一の効力を有す</p>

<p>第四十七条 為替手形ノ振出、引受、裏書又ハ保証ヲ為シタル者ハ所持人ニ対シ合同シテ其ノ責ニ任ズ</p> <p>② 所持人ハ前項ノ債務者ニ対シ其ノ債務ヲ負ヒタル順序ニ拘ラズ各別又ハ共同ニ請求ヲ為スコトヲ得</p> <p>③ 為替手形ノ署名者ニシテ之ヲ受戻シタルモノモ同一ノ権利ヲ有ス</p> <p>④ 債務者ノ一人ニ対スル請求ハ他ノ債務者ニ対スル請求ヲ妨グズ既ニ請求ヲ受ケタル者ノ後者ニ対シテモ亦同ジ</p> <p>第四十八条 所持人ハ遡求ヲ受クル者ニ対シ左ノ金額ヲ請求スルコトヲ得</p> <p>一 引受又ハ支払アラザリシ為替手形ノ金額及利息ノ記載アルトキハ其ノ利息</p> <p>二 法定利率（国内ニ於テ振出し且支払フベキ為替手形以外ノ為替手形ニ在リテハ年六分ノ率次条第二号ニ於テ同ジ）ニ依ル満期以後ノ利息</p> <p>三 拒絶証書ノ費用、通知ノ費用及其ノ他ノ費用</p> <p>② 満期前ニ遡求権ヲ行フトキハ割引ニ依リ手形金額ヲ減ズ其ノ割引ハ所持人ノ住所地ニ於ケル遡求ノ日ノ公定割引率（銀行率）ニ依リ之ヲ計算ス</p> <p>第四十九条 為替手形ヲ受戻シタル者ハ其ノ前者ニ対シ左ノ金額ヲ請求スルコトヲ得</p> <p>一 其ノ支払ヒタル総金額</p> <p>二 前号ノ金額ニ対シ法定利率ニ依リ計算シタル支払ノ日以後ノ利息</p> <p>三 其ノ支出シタル費用</p> <p>第五十条 遡求ヲ受ケタル又ハ受クベキ債務者ハ支払ト引換ニ拒絶証書、受取ヲ証スル記載ヲ為シタル計算書及為替手形ノ交付ヲ請求スルコトヲ得</p> <p>② 為替手形ヲ受戻シタル裏書人ハ自己及後者ノ裏書ヲ抹消スルコトヲ得</p> <p>第五十一条 一部引受ノ後ニ遡求権ヲ行フ場合ニ於テ引受アラザリシ手形金額ノ支払ヲ為ス者ハ其ノ支払ノ旨ヲ手形ニ記載スルコト及受取証書ヲ交付スルコトヲ請求スルコトヲ得又所持人ハ爾後ノ遡求ヲ為スコトヲ得シムル為手形ノ証明謄本及拒絶証書ヲ交付スルコトヲ要ス</p> <p>第五十二条 遡求権ヲ有スル者ハ反対ノ記載ナキ限り其ノ前者ノ一人ニ宛テ一覽払トシテ振出し且其</p>	<p>署名者ヲシテ其ノ費用ヲ償還セシムルコトヲ得</p> <p>第四十三条 小切手ノ各債務者ハ所持人ニ対シ合同シテ其ノ責ニ任ズ</p> <p>② 所持人ハ前項ノ債務者ニ対シ其ノ債務ヲ負ヒタル順序ニ拘ラズ各別又ハ共同ニ請求ヲ為スコトヲ得</p> <p>③ 小切手ノ署名者ニシテ之ヲ受戻シタルモノモ同一ノ権利ヲ有ス</p> <p>④ 債務者ノ一人ニ対スル請求ハ他ノ債務者ニ対スル請求ヲ妨グズ既ニ請求ヲ受ケタル者ノ後者ニ対シテモ亦同ジ</p> <p>第四十四条 所持人ハ遡求ヲ受クル者ニ対シ左ノ金額ヲ請求スルコトヲ得</p> <p>一 支払アラザリシ小切手ノ金額</p> <p>二 法定利率（国内ニ於テ振出し且支払フベキ小切手以外ノ小切手ニ在リテハ年六分ノ率次条第二号ニ於テ同ジ）ニ依ル呈示ノ日以後ノ利息</p> <p>三 拒絶証書又ハ之ト同一ノ効力ヲ有スル宣言ノ費用、通知ノ費用及其ノ他ノ費用</p> <p>第四十五条 小切手ヲ受戻シタル者ハ其ノ前者ニ対シ左ノ金額ヲ請求スルコトヲ得</p> <p>一 其ノ支払ヒタル総金額</p> <p>二 前号ノ金額ニ対シ法定利率ニ依リ計算シタル支払ノ日以後ノ利息</p> <p>三 其ノ支出シタル費用</p> <p>第四十六条 遡求ヲ受ケタル又ハ受クベキ債務者ハ支払ト引換ニ拒絶証書又ハ之ト同一ノ効力ヲ有スル宣言、受取ヲ証スル記載ヲ為シタル計算書及小切手ノ交付ヲ請求スルコトヲ得</p> <p>② 小切手ヲ受戻シタル裏書人ハ自己及後者ノ裏書ヲ抹消スルコトヲ得</p>	<p>ことができる。</p> <p>第四十七条 為替手形ノ振出し、引受け、裏書又ハ保証をした者は、所持人に対し、合同してその責任を負う。</p> <p>2 所持人は、前項の債務者に対し、その債務を負った順序にかかわらず、各別又は共同に請求をすることができる。</p> <p>3 為替手形ノ署名者であつてこれを受け戻したのも、同一ノ権利を有する。</p> <p>4 債務者ノ一人ニ対スル請求は、他の債務者ニ対スル請求を妨げない。既に請求を受けた者の後者に対しても、同様とする。</p> <p>第四十八条 所持人は、遡求を受ける者に対し、次に掲げる金額を請求することができる。</p> <p>一 引受け又は支払いがなかつた為替手形ノ金額及び利息ノ記載があるときはその利息</p> <p>二 法定利率（国内において振り出し、かつ、支払うべき為替手形以外ノ為替手形にあつては、年六パーセントノ利率。次条第二号において同じ。）による満期以後ノ利息</p> <p>三 拒絶証書ノ費用、通知ノ費用及びその他の費用</p> <p>2 満期前ニ遡求権ヲ行使するときは、割引により手形金額を減じる。その割引は、所持人ノ住所地における遡求ノ日ノ公定割引率（銀行率）により、計算する。</p> <p>第四十九条 為替手形を受け戻した者は、その前者に対し、次に掲げる金額を請求することができる。</p> <p>一 その支払った総金額</p> <p>二 前号ノ金額ニ対シ法定利率で計算した支払いノ日以後ノ利息</p> <p>三 その支出した費用</p> <p>第五十条 遡求を受け、又は受けるべき債務者は、支払いと引換えに、拒絶証書、受取りを証する記載をした計算書及び為替手形ノ交付を請求することができる。</p> <p>2 為替手形を受け戻した裏書人は、自己及び後者ノ裏書を抹消することができる。</p> <p>第五十一条 一部引受けノ後ニ遡求権ヲ行使する場合において、引受けがなかつた手形金額ノ支払いをする者は、その支払いノ旨を手形ニ記載すること及び受取証書を交付することを請求することができる。また、所持人は、以後ノ遡求をすることができるようにさせるため、手形ノ証明謄本及び拒絶証書を交付しなければならない。</p> <p>第五十二条 遡求権を有する者は、反対ノ記載がない限り、その前者ノ一人ニ宛テ一覽払いとして</p>	<p>る宣言の作成があつたときは、すべての署名者にその費用を償還させることができる。</p> <p>第四十三条 小切手ノ各債務者は、所持人に対し、合同してその責任を負う。</p> <p>2 所持人は、前項の債務者に対し、その債務を負った順序にかかわらず、各別又は共同に請求をすることができる。</p> <p>3 小切手ノ署名者であつてこれを受け戻したのも、同一ノ権利を有する。</p> <p>4 債務者ノ一人ニ対スル請求は、他の債務者ニ対スル請求を妨げない。既に請求を受けた者の後者に対しても、同様とする。</p> <p>第四十四条 所持人は、遡求を受ける者に対し、次に掲げる金額を請求することができる。</p> <p>一 支払がなかつた小切手ノ金額</p> <p>二 法定利率（国内において振り出し、かつ、支払うべき小切手以外ノ小切手にあつては、年六パーセントノ利率。次条第二号において同じ。）による提示ノ日以後ノ利息</p> <p>三 拒絶証書又ハこれと同一ノ効力を有する宣言ノ費用、通知ノ費用及びその他の費用</p> <p>第四十五条 小切手を受け戻した者は、その前者に対し、次に掲げる金額を請求することができる。</p> <p>一 その支払った総金額</p> <p>二 前号ノ金額ニ対シ、法定利率で計算した支払いノ日以後ノ利息</p> <p>三 その支出した費用</p> <p>第四十六条 遡求を受け、又は受けるべき債務者は、支払いと引換えに、拒絶証書又ハこれと同一ノ効力を有する宣言、受取りを証する記載をした計算書及び小切手ノ交付を請求することができる。</p> <p>2 小切手を受け戻した裏書人は、自己及び後者ノ裏書を抹消することができる。</p>
---	--	---	---

<p>ノ者ノ住所ニ於テ支払フベキ新手形（戻手形）ニ依リ遡求ヲ為スコトヲ得</p> <p>② 戻手形ハ第四十八条及第四十九条ニ規定スル金額ノ外其ノ戻手形ノ仲立料及印紙税ヲ含ム</p> <p>③ 所持人が戻手形ヲ振出す場合ニ於テハ其ノ金額ハ本手形ノ支払地ヨリ前者ノ住所地ニ宛テ振出す一覽払ノ為替手形ノ相場ニ依リ之ヲ定ム裏書人が戻手形ヲ振出す場合ニ於テハ其ノ金額ハ戻手形ノ振出人ガ其ノ住所地ヨリ前者ノ住所地ニ宛テ振出す一覽払手形ノ相場ニ依リ之ヲ定ム</p> <p>第五十三条 左ノ期間ガ経過シタルトキハ所持人ハ裏書人、振出人其ノ他ノ債務者ニ対シ其ノ権利ヲ失フ但シ引受人ニ対シテハ此ノ限ニ在ラズ</p> <p>一 一覽払又ハ一覽後定期払ノ為替手形ノ呈示期間 二 引受拒絶証書又ハ支払拒絶証書ノ作成期間 三 無費用償還文句アル場合ニ於ケル支払ノ為ノ呈示期間</p> <p>② 振出人ノ記載シタル期間内ニ引受ノ為ノ呈示ヲ為サザルトキハ所持人ハ支払拒絶及引受拒絶ニ因リ遡求權ヲ失フ但シ其ノ記載ノ文言ニ依リ振出人ガ引受ノ担保義務ノミヲ免レントスル意思ヲ有シタルコトヲ知り得ベキトキハ此ノ限ニ在ラズ</p> <p>③ 裏書ニ呈示期間ノ記載アルトキハ其ノ裏書人ニ限り之ヲ援用スルコトヲ得</p> <p>第五十四条 法定ノ期間内ニ於ケル為替手形ノ呈示又ハ拒絶証書ノ作成ガ避クベカラザル障碍（国ノ法令ニ依ル禁制其ノ他ノ不可抗力）ニ因リテ妨ゲラレタルトキハ其ノ期間ヲ伸長ス</p> <p>② 所持人ハ自己ノ裏書人ニ対シ遅滞ナク其ノ不可抗力ヲ通知シ且為替手形又ハ補箋ニ其ノ通知ヲ記載シ日附ヲ附シテ之ニ署名スルコトヲ要ス其ノ他ニ付テハ第四十五条ノ規定ヲ準用ス</p> <p>③ 不可抗力ガ止ミタルトキハ所持人ハ遅滞ナク引受又ハ支払ノ為手形ヲ呈示シ且必要アルトキハ拒絶証書ヲ作ラシムルコトヲ要ス</p> <p>④ 不可抗力ガ満期ヨリ三十日ヲ超エテ継続スルトキハ呈示又ハ拒絶証書ノ作成ヲ要セズシテ遡求權ヲ行フコトヲ得</p> <p>⑤ 一覽払又ハ一覽後定期払ノ為替手形ニ付テハ三</p>	<p>第四十七条 法定ノ期間内ニ於ケル小切手ノ呈示又ハ拒絶証書若ハ之ト同一ノ効力ヲ有スル宣言ノ作成ガ避クベカラザル障碍（国ノ法令ニ依ル禁制其ノ他ノ不可抗力）ニ因リテ妨ゲラレタルトキハ其ノ期間ヲ伸長ス</p> <p>② 所持人ハ自己ノ裏書人ニ対シ遅滞ナク其ノ不可抗力ヲ通知シ且小切手又ハ補箋ニ其ノ通知ヲ記載シ日附ヲ附シテ之ニ署名スルコトヲ要ス其ノ他ニ付テハ第四十一条ノ規定ヲ準用ス</p> <p>③ 不可抗力ガ止ミタルトキハ所持人ハ遅滞ナク支払ノ為小切手ヲ呈示シ且必要アルトキハ拒絶証書又ハ之ト同一ノ効力ヲ有スル宣言ヲ作ラシムルコトヲ要ス</p> <p>④ 不可抗力ガ所持人ニ於テ其ノ裏書人ニ不可抗力ノ通知ヲ為シタル日ヨリ十五日ヲ超エテ継続スルトキハ呈示期間経過前ニ其ノ通知ヲ為シタル場合ト雖モ呈示又ハ拒絶証書若ハ之ト同一ノ効力ヲ有スル宣言ヲ要セズシテ遡求權ヲ行フコトヲ得</p>	<p>振り出し、かつ、その者の住所において支払うべき新手形（以下この条において「戻手形」という。）により、遡求をすることができる。</p> <p>2 戻手形は、第四十八条及び第四十九条に規定する金額のほか、その戻手形の仲立料及び印紙税を含む。</p> <p>3 所持人が戻手形を振り出す場合においては、その金額は、本手形の支払地から前者の住所地に宛てて振り出す一覽払いの為替手形の相場により定める。裏書人が戻手形を振り出す場合においては、その金額は、戻手形の振出人がその住所地から前者の住所地に宛てて振り出す一覽払手形の相場により定める。</p> <p>第五十三条 次に掲げる期間が経過したときは、所持人は、裏書人、振出人その他の債務者に対し、その権利を失う。ただし、引受人に対しては、この限りでない。</p> <p>一 一覽払い又は一覽後定期払いの為替手形の提示期間 二 引受拒絶証書又は支払拒絶証書の作成期間 三 無費用償還文句がある場合における支払いのための提示期間</p> <p>2 振出人の記載した期間内に引受けのための提示をしなかったときは、所持人は、支払拒絶及び引受拒絶による遡求権を失う。ただし、その記載の文言により、振出人が引受けの担保義務のみを免れようとする意思を有したことを知ることができるときは、この限りでない。</p> <p>3 裏書に提示期間の記載があるときは、その裏書人に限り、これを援用することができる。</p> <p>第五十四条 法定の期間内における為替手形の提示又は拒絶証書の作成が、不可抗力（避けることのできない障害であつて、国の法令による禁制その他の不可抗力をいう。以下この条において同じ。）によって妨げられたときは、その期間を伸長する。</p> <p>2 所持人は、自己の裏書人に対し、遅滞なくその不可抗力を通知し、かつ、為替手形又は補箋にその通知を記載し、日付を付してこれに署名しなければならない。その他については、第四十五条の規定を準用する。</p> <p>3 不可抗力が止んだときは、所持人は、遅滞なく、引受け又は支払いのために手形を提示し、かつ、必要があるときは、拒絶証書を作成させなければならない。</p> <p>4 満期から三十日を超えて不可抗力が継続するときは、提示又は拒絶証書の作成を要することなく、遡求権を行使することができる。</p> <p>5 一覽払い又は一覽後定期払いの為替手形につい</p>	<p>第四十七条 法定の期間内における小切手の提示又は拒絶証書若しくはこれと同一の効力を有する宣言の作成が、不可抗力（避けることのできない障害であつて、国の法令による禁制その他の不可抗力をいう。以下この条において同じ。）によって妨げられたときは、その期間を伸長する。</p> <p>2 所持人は、自己の裏書人に対し、遅滞なくその不可抗力を通知し、かつ、小切手又は補箋にその通知を記載し、日付を付してこれに署名しなければならない。その他については、第四十一条の規定を準用する。</p> <p>3 不可抗力が止んだときは、所持人は、遅滞なく、支払いのために小切手を提示し、かつ、必要があるときは、拒絶証書又はこれと同一の効力を有する宣言を作成させなければならない。</p> <p>4 所持人がその裏書人に不可抗力の通知をした日から十五日を超えて不可抗力が継続するときは、提示期間経過前にその通知をした場合であっても、提示又は拒絶証書若しくはこれと同一の効力を有する宣言を要することなく、遡求権を行使することができる。</p>
--	---	---	--

<p>十日ノ期間ハ呈示期間ノ経過前ト雖モ所持人が其ノ裏書人ニ不可抗力ノ通知ヲ為シタル日ヨリ進行ス一覽後定期払ノ為替手形ニ付テハ三十日ノ期間ニ為替手形ニ記載シタル一覽後ノ期間ヲ加フ</p> <p>⑥ 所持人又ハ所持人が手形ノ呈示若ハ拒絶証書ノ作成ヲ委任シタル者ニ付テノ単純ナル人的事由ハ不可抗力ヲ構成スルモノト認メズ</p> <p>第八章 参加</p> <p>第一節 通則</p> <p>第五十五条 振出人、裏書人又ハ保証人ハ予備支出人ヲ記載スルコトヲ得</p> <p>② 為替手形ハ遡求ヲ受クベキ何レノ債務者ノ為ニ参加ヲ為ス者ニ於テモ本章ニ規定スル条件ニ従ヒ其ノ引受又ハ支払ヲ為スコトヲ得</p> <p>③ 参加人ハ第三者、支出人又ハ既ニ為替手形上ノ債務ヲ負フ者タルコトヲ得但シ引受人ハ此ノ限ニ在ラズ</p> <p>④ 参加人ハ其ノ被参加人ニ対シ二取引日内ニ其ノ参加ノ通知ヲ為スコトヲ要ス此ノ期間ノ不遵守ノ場合ニ於テ過失ニ因リテ生ジタル損害アルトキハ参加人ハ為替手形ノ金額ヲ超エザル範囲内ニ於テ其ノ賠償ノ責ニ任ズ</p> <p>第二節 参加引受</p> <p>第五十六条 参加引受ハ引受ノ為ノ呈示ヲ禁ゼザル為替手形ノ所持人が満期前ニ遡求権ヲ有スル一切ノ場合ニ於テ之ヲ為スコトヲ得</p> <p>② 為替手形ニ支払地ニ於ケル予備支出人ヲ記載シタルトキハ手形ノ所持人ハ其ノ者ニ為替手形ヲ呈示シ且拒絶証書ニ依リ其ノ者ガ引受ヲ拒ミタルコトヲ証スルニ非ザレバ其ノ記載ヲ為シタル者及其ノ後者ニ対シ満期前ニ遡求権ヲ行フコトヲ得ズ</p> <p>③ 参加ノ他ノ場合ニ於テハ所持人ハ参加引受ヲ拒ムコトヲ得若所持人が之ヲ受諾スルトキハ被参加人及其ノ後者ニ対シ満期前ニ有スル遡求権ヲ失フ</p> <p>第五十七条 参加引受ハ為替手形ニ之ヲ記載シ参加人署名スベシ参加引受ニハ被参加人ヲ表示スベシ其ノ表示ナキトキハ振出人ノ為ニ之ヲ為シタルモノト看做ス</p> <p>第五十八条 参加引受人ハ所持人及被参加人ヨリ後ノ裏書人ニ対シ被参加人ト同一ノ義務ヲ負フ</p> <p>② 被参加人及其ノ前者ハ参加引受ニ拘ラズ所持人</p>	<p>⑤ 所持人又ハ所持人が小切手ノ呈示又ハ拒絶証書若ハ之ト同一ノ効力ヲ有スル宣言ノ作成ヲ委任シタル者ニ付テノ単純ナル人的事由ハ不可抗力ヲ構成スルモノト認メズ</p> <p>第八章 参加</p> <p>第一節 通則</p> <p>第五十五条 振出人、裏書人又は保証人は、予備支出人を記載することができる。</p> <p>2 為替手形は、遡求を受けるべきいずれの債務者のために参加をする者であっても、本章に規定する条件に従い、その引受け又は支払いをすることができる。</p> <p>3 第三者、支出人又は既ニ為替手形上ノ債務を負う者は、参加人となることができる。ただし、引受人は、この限りでない。</p> <p>4 参加人は、その被参加人に対し、二取引日以内にその参加の通知をしなければならない。この期間の不遵守の場合において、過失によって生じた損害があるときは、参加人は、為替手形の金額を超えない範囲内において、その賠償の責任を負う。</p> <p>第二節 参加引受け</p> <p>第五十六条 参加引受けは、引受けのための提示を禁じない為替手形の所持人が満期前に遡求権を有するすべての場合において、することができる。</p> <p>2 為替手形に支払地における予備支出人を記載したときは、手形の所持人は、その者に為替手形を提示し、かつ、拒絶証書により、その者が引受けを拒んだことを証明しなければ、その記載をした者及びその後者に対し、満期前に遡求権を行使することができない。</p> <p>3 参加の他の場合においては、所持人は、参加引受けを拒むことができる。もし、所持人がこれを受諾するときは、被参加人及びその後者に対し、満期前に有する遡求権を失う。</p> <p>第五十七条 参加引受けは、為替手形に記載し、参加人が署名しなければならない。参加引受けには、被参加人を表示しなければならない。その表示がないときは、振出人のためにしたものとみなす。</p> <p>第五十八条 参加引受人は、所持人及び被参加人より後の裏書人に対し、被参加人と同一の義務を負う。</p> <p>2 被参加人及びその前者は、参加引受けにかかわ</p>	<p>ては、三十日の期間は、提示期間の経過前であっても、所持人がその裏書人に不可抗力の通知をした日から進行する。一覽後定期払いの為替手形については、三十日の期間に為替手形に記載した一覽後の期間を加える。</p> <p>6 所持人又は所持人が手形の提示若しくは拒絶証書の作成を委任した者についての単純な人的事由は、不可抗力を構成するものと認めない。</p> <p>第八章 参加</p> <p>第一節 通則</p> <p>第五十五条 振出人、裏書人又は保証人は、予備支出人を記載することができる。</p> <p>2 為替手形は、遡求を受けるべきいずれの債務者のために参加をする者であっても、本章に規定する条件に従い、その引受け又は支払いをすることができる。</p> <p>3 第三者、支出人又は既ニ為替手形上ノ債務を負う者は、参加人となることができる。ただし、引受人は、この限りでない。</p> <p>4 参加人は、その被参加人に対し、二取引日以内にその参加の通知をしなければならない。この期間の不遵守の場合において、過失によって生じた損害があるときは、参加人は、為替手形の金額を超えない範囲内において、その賠償の責任を負う。</p> <p>第二節 参加引受け</p> <p>第五十六条 参加引受けは、引受けのための提示を禁じない為替手形の所持人が満期前に遡求権を有するすべての場合において、することができる。</p> <p>2 為替手形に支払地における予備支出人を記載したときは、手形の所持人は、その者に為替手形を提示し、かつ、拒絶証書により、その者が引受けを拒んだことを証明しなければ、その記載をした者及びその後者に対し、満期前に遡求権を行使することができない。</p> <p>3 参加の他の場合においては、所持人は、参加引受けを拒むことができる。もし、所持人がこれを受諾するときは、被参加人及びその後者に対し、満期前に有する遡求権を失う。</p> <p>第五十七条 参加引受けは、為替手形に記載し、参加人が署名しなければならない。参加引受けには、被参加人を表示しなければならない。その表示がないときは、振出人のためにしたものとみなす。</p> <p>第五十八条 参加引受人は、所持人及び被参加人より後の裏書人に対し、被参加人と同一の義務を負う。</p> <p>2 被参加人及びその前者は、参加引受けにかかわ</p>	<p>5 所持人又は所持人が小切手の提示又は拒絶証書若しくはこれと同一の効力を有する宣言の作成を委任した者についての単純な人的事由は、不可抗力を構成するものと認めない。</p>
--	--	--	--

<p>ニ対シ第四十八条ニ規定スル金額ノ支払ト引換ニ為替手形ノ交付ヲ請求スルコトヲ得拒絶証書及受取ヲ証スル記載ヲ為シタル計算書アルトキハ其ノ交付ヲモ請求スルコトヲ得</p> <p>第三節 参加支払</p> <p>第五十九条 参加支払ハ所持人ガ満期又ハ満期前ニ遡求権ヲ有スル一切ノ場合ニ於テ之ヲ為スコトヲ得</p> <p>② 支払ハ被参加人ガ支払ヲ為スベキ全額ニ付之ヲ為スコトヲ要ス</p> <p>③ 支払ハ支払拒絶証書ヲ作ラシムルコトヲ得ベキ最後ノ日ノ翌日迄ニ之ヲ為スコトヲ要ス</p> <p>第六十条 為替手形ガ支払地ニ住所ヲ有スル参加人ニ依リテ引受ケラレタルトキ又ハ支払地ニ住所ヲ有スル者ガ予備支払人トシテ記載セラレタルトキハ所持人ハ此等ノ者ノ全員ニ手形ヲ呈示シ且必要アルトキハ拒絶証書ヲ作ラシムルコトヲ得ベキ最後ノ日ノ翌日迄ニ支払拒絶証書ヲ作ラシムルコトヲ要ス</p> <p>② 前項ノ期間内ニ拒絶証書ノ作成ナキトキハ予備支払人ヲ記載シタル者又ハ被参加人及其ノ後ノ裏書人ハ義務ヲ免ル</p> <p>第六十一条 参加支払ヲ拒ミタル所持人ハ其ノ支払ニ因リテ義務ヲ免ルベカリシ者ニ対スル遡求権ヲ失フ</p> <p>第六十二条 参加支払ハ被参加人ヲ表示シテ為替手形ニ為シタル受取ノ記載ニ依リ之ヲ証スルコトヲ要ス其ノ表示ナキトキハ支払ハ振出人ノ為ニ之ヲ為シタルモノト看做ス</p> <p>② 為替手形ハ参加支払人ニ之ヲ交付スルコトヲ要ス拒絶証書ヲ作ラシメタルトキハ之ヲモ交付スルコトヲ要ス</p> <p>第六十三条 参加支払人ハ被参加人及其ノ者ノ為替手形上ノ債務者ニ対シ為替手形ヨリ生ズル権利ヲ取得ス但シ更ニ為替手形ヲ裏書スルコトヲ得ズ</p> <p>② 被参加人ヨリ後ノ裏書人ハ義務ヲ免ル</p> <p>③ 参加支払ノ競合ノ場合ニ於テハ最モ多数ノ義務ヲ免レシムルモノ優先ス事情ヲ知り此ノ規定ニ反シテ参加シタル者ハ義務ヲ免ルベカリシ者ニ対スル遡求権ヲ失フ</p> <p>第九章 複本及謄本</p> <p>第一節 複本</p> <p>第六十四条 為替手形ハ同一内容ノ数通ヲ以テ之ヲ</p>	<p>第七 chapter 複本</p> <p>第四十八条 一国ニ於テ振出し他ノ国ニ於テ若ハ振</p>	<p>らず、所持人に対し、第四十八条に規定する金額の支払いと引換えに、為替手形の交付を請求することができる。拒絶証書及び受取りを証する記載をした計算書があるときは、その交付をも請求することができる。</p> <p>第三節 参加支払い</p> <p>第五十九条 参加支払いは、所持人が満期又は満期前に遡求権を有するすべての場合において、することができる。</p> <p>2 支払いは、被参加人が支払いをすべき全額につき、しなければならない。</p> <p>3 支払いは、支払拒絶証書を作成させることができる最後の日の翌日までにしなければならない。</p> <p>第六十条 為替手形が支払地に住所を有する参加人によって引き受けられたとき又は支払地に住所を有する者が予備支払人として記載されたときは、所持人は、これらの者の全員に手形を提示し、かつ、必要があるときは、拒絶証書を作成させることができる最後の日の翌日までに支払拒絶証書を作成させなければならない。</p> <p>2 前項の期間内に拒絶証書の作成がないときは、予備支払人を記載した者又は被参加人及びその後の裏書人は、義務を免れる。</p> <p>第六十一条 参加支払いを拒んだ所持人は、その支払いによって義務を免れることができた者に対する遡求権を失う。</p> <p>第六十二条 参加支払いは、被参加人を表示して為替手形にした受取りの記載により、証明しなければならない。その表示がないときは、支払いは、振出人のためにしたものとみなす。</p> <p>2 為替手形は、参加支払人に交付しなければならない。拒絶証書を作成させたときは、これをも交付しなければならない。</p> <p>第六十三条 参加支払人は、被参加人及びその者の為替手形上の債務者に対し、為替手形から生じる権利を取得する。ただし、さらに為替手形を裏書することはできない。</p> <p>2 被参加人より後の裏書人は、義務を免れる。</p> <p>3 参加支払いの競合の場合においては、最モ多数の義務を免れさせるものが優先する。事情を知り、この規定に反して参加した者は、義務を免れることができた者に対する遡求権を失う。</p> <p>第九章 複本及び謄本</p> <p>第一節 複本</p> <p>第六十四条 為替手形は、同一内容の数通をもって</p>	<p>第七 chapter 複本</p> <p>第四十八条 一国において振り出し、他の国におい</p>
--	---	---	---



<p>振出スコトヲ得</p> <p>② 此ノ複本ニハ其ノ証券ノ文言中ニ番号ヲ附スルコトヲ要ス之ヲ欠クトキハ各通ハ之ヲ各別ノ為替手形ト看做ス</p> <p>③ 一通限ニテ振出ス旨ノ記載ナキ手形ノ所持人ハ自己ノ費用ヲ以テ複本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ所持人ハ自己ノ直接ノ裏書人ニ対シテ其ノ請求ヲ為シ其ノ裏書人ハ自己ノ裏書人ニ対シテ手続ヲ為スコトニ依リテ之ニ協力シ順次振出人ニ及ブベキモノトス各裏書人ハ新ナル複本ニ裏書ヲ再記スルコトヲ要ス</p> <p>第六十五条 複本ノ一通ノ支払ハ其ノ支払ガ他ノ複本ヲ無効ナラシムル旨ノ記載ナキトキト雖モ義務ヲ免レシム但シ支払人ハ引受ヲ為シタル各通ニシテ返還ヲ受ケザルモノニ付責任ヲ負フ</p> <p>② 数人ニ各別ニ複本ヲ譲渡シタル裏書人及其ノ後ノ裏書人ハ其ノ署名アル各通ニシテ返還ヲ受ケザルモノニ付責任ヲ負フ</p> <p>第六十六条 引受ノ為複本ノ一通ヲ送付シタル者ハ他ノ各通ニ此ノ一通ヲ保持スル者ノ名称ヲ記載スベシ其ノ者ハ他ノ一通ノ正当ナル所持人ニ対シ之ヲ引渡スコトヲ要ス</p> <p>② 保持者ガ引渡ヲ拒ミタルトキハ所持人ハ拒絶証書ニ依リ左ノ事実ヲ証スルニ非ザレバ遡求権ヲ行フコトヲ得ズ</p> <p>一 引受ノ為送付シタル一通ガ請求ヲ為スモ引渡サレザリシコト</p> <p>二 他ノ一通ヲ以テ引受又ハ支払ヲ受クルコト能ハザリシコト</p> <p>第二節 謄本</p> <p>第六十七条 為替手形ノ所持人ハ其ノ謄本ヲ作ル権利ヲ有ス</p> <p>② 謄本ニハ裏書其ノ他原本ニ掲ゲタル一切ノ事項ヲ正確ニ再記シ且其ノ末尾ヲ示スコトヲ要ス</p> <p>③ 謄本ニハ原本ト同一ノ方法ニ従ヒ且同一ノ効力ヲ以テ裏書又ハ保証ヲ為スコトヲ得</p> <p>第六十八条 謄本ニハ原本ノ保持者ヲ表示スベシ保持者ハ謄本ノ正当ナル所持人ニ対シ其ノ原本ヲ引</p>	<p>出国ノ海外領土ニ於テ支払フベキ小切手、一国ノ海外領土ニ於テ振出シ其ノ国ニ於テ支払フベキ小切手、一国ノ同一海外領土ニ於テ振出シ且支払フベキ小切手又ハ一国ノ一海外領土ニ於テ振出シ其ノ国ノ他ノ海外領土ニ於テ支払フベキ小切手ハ持参人払ノモノヲ除クノ外同一内容ノ数通ヲ以テ之ヲ振出スコトヲ得数通ヲ以テ小切手ヲ振出シタルトキハ其ノ証券ノ文言中ニ番号ヲ附スルコトヲ要ス之ヲ欠クトキハ各通ハ之ヲ各別ノ小切手ト看做ス</p> <p>第四十九条 複本ノ一通ノ支払ハ其ノ支払ガ他ノ複本ヲ無効ナラシムル旨ノ記載ナキトキト雖モ義務ヲ免レシム</p> <p>② 数人ニ各別ニ複本ヲ譲渡シタル裏書人及其ノ後ノ裏書人ハ其ノ署名アル各通ニシテ返還ヲ受ケザルモノニ付責任ヲ負フ</p>	<p>振り出すことができる。</p> <p>2 この複本には、その証券の文言中に、番号を付さなければならない。これを欠くときは、各通は、各別の為替手形とみなす。</p> <p>3 一通限りで振り出す旨の記載がない手形の所持人は、自己の費用で、複本の交付を請求することができる。この場合においては、所持人は、自己の直接の裏書人に対してその請求をし、その裏書人は、自己の裏書人に対して手続を行うことによってこれに協力し、順次振出人に及ぶべきものとする。各裏書人は、新たな複本に裏書を再記しなければならない。</p> <p>第六十五条 複本の一通の支払いは、その支払いが他の複本を無効にする旨の記載がないときであっても、義務を免れさせる。ただし、支払人は、引受けをした各通で返還を受けていないものについて責任を負う。</p> <p>2 数人に各別に複本を譲渡した裏書人及びその後の裏書人は、その署名がある各通で返還を受けていないものについて責任を負う。</p> <p>第六十六条 引受けのため複本の一通を送付した者は、他の各通にこの一通を保持する者の名称を記載しなければならない。その者は、他の一通の正当な所持人に対し、これを引き渡さなければならない。</p> <p>2 保持者が引渡しを拒んだときは、所持人は、拒絶証書により、次に掲げる事実を証明しなければ、遡求権を行使することができない。</p> <p>一 引受けのため送付した一通が、請求をしたものの引き渡されなかったこと</p> <p>二 他の一通で、引受け又は支払いを受けることができなかったこと</p> <p>第二節 謄本</p> <p>第六十七条 為替手形の所持人は、その謄本を作る権利を有する。</p> <p>2 謄本には、裏書その他原本に掲げたすべての事項を正確に再記し、かつ、その末尾を示さなければならない。</p> <p>3 謄本には、原本と同一の方法に従い、かつ、同一の効力で、裏書又は保証をすることができる。</p> <p>第六十八条 謄本には、原本の保持者を表示しなければならない。保持者は、謄本の正当な所持人に</p>	<p>て若しくは振出国の海外領土において支払うべき小切手、一国の海外領土において振り出し、その国において支払うべき小切手、一国の同一海外領土において振り出し、かつ、支払うべき小切手又は一国の一海外領土において振り出し、その国の他の海外領土において支払うべき小切手は、持参人払いのものを除くほか、同一内容の数通をもって振り出すことができる。数通をもって小切手を振り出したときは、その証券の文言中に番号を付さなければならない。これを欠くときは、各通は各別の小切手とみなす。</p> <p>第四十九条 複本の一通の支払いは、その支払いが他の複本を無効にする旨の記載がないときであっても、義務を免れさせる。</p> <p>2 数人に各別に複本を譲渡した裏書人及びその後の裏書人は、その署名ある各通で返還を受けていないものについて、責任を負う。</p>
--	---	--	---

<p>渡スコトヲ要ス</p> <p>② 保持者が引渡ヲ拒ミタルトキハ所持人ハ拒絶証書ニ依リ原本ガ請求ヲ為スモ引渡サレザリシコトヲ証スルニ非ザレバ謄本ニ裏書又ハ保証ヲ為シタル者ニ対シ遡求権ヲ行フコトヲ得ズ</p> <p>③ 謄本作成前ニ為シタル最後ノ裏書ノ後ニ「爾後裏書ハ謄本ニ為シタルモノノミ効力ヲ有ス」ノ文句其ノ他之ト同一ノ意義ヲ有スル文言ガ原本ニ存スルトキハ原本ニ為シタル其ノ後ノ裏書ハ之ヲ無効トス</p> <p>第十章 変造</p> <p>第六十九条 為替手形ノ文言ノ変造ノ場合ニ於テハ其ノ変造後ノ署名者ハ変造シタル文言ニ従ヒテ責任ヲ負ヒ変造前ノ署名者ハ原文言ニ従ヒテ責任ヲ負フ</p> <p>第十一章 時効</p> <p>第七十条 引受人ニ対スル為替手形上ノ請求権ハ満期ノ日より三年ヲ以テ時効ニ罹ル</p> <p>② 所持人ノ裏書人及振出人ニ対スル請求権ハ適法ノ時期ニ作ラシメタル拒絶証書ノ日附ヨリ、無費用償還文句アル場合ニ於テハ満期ノ日より一年ヲ以テ時効ニ罹ル</p> <p>③ 裏書人ノ他ノ裏書人及振出人ニ対スル請求権ハ其ノ裏書人ガ手形ノ受戻ヲ為シタル日又ハ其ノ者が訴ヲ受ケタル日ヨリ六月ヲ以テ時効ニ罹ル</p> <p>第七十一条 時効ノ完成猶予又ハ更新ハ其ノ事由ガ生ジタル者ニ対シテノミ其ノ効力ヲ生ズ</p>	<p>第八章 変造</p> <p>第五十条 小切手ノ文言ノ変造ノ場合ニ於テハ其ノ変造後ノ署名者ハ変造シタル文言ニ従ヒテ責任ヲ負ヒ変造前ノ署名者ハ原文言ニ従ヒテ責任ヲ負フ</p> <p>第九章 時効</p> <p>第五十一条 所持人ノ裏書人、振出人其ノ他ノ債務者ニ対スル遡求権ハ呈示期間經過後六月ヲ以テ時効ニ罹ル</p> <p>② 小切手ノ支払ヲ為スベキ債務者ノ他ノ債務者ニ対スル遡求権ハ其ノ債務者ガ小切手ノ受戻ヲ為シタル日又ハ其ノ者が訴ヲ受ケタル日ヨリ六月ヲ以テ時効ニ罹ル</p> <p>第五十二条 時効ノ完成猶予又ハ更新ハ其ノ事由ガ生ジタル者ニ対シテノミ其ノ効力ヲ生ズ</p> <p>第十章 支払保証</p> <p>第五十三条 支払人ハ小切手ニ支払保証ヲ為スコトヲ得</p> <p>② 支払保証ハ小切手ノ表面ニ「支払保証」其ノ他支払ヲ為ス旨ノ文字ヲ以テ表示シ日附ヲ附シテ支払人署名スベシ</p> <p>第五十四条 支払保証ハ単純ナルコトヲ要ス</p> <p>② 支払保証ニ依リ小切手ノ記載事項ニ加ヘタル変更ハ之ヲ記載セザルモノト看做ス</p> <p>第五十五条 支払保証ヲ為シタル支払人ハ呈示期間ノ經過前ニ小切手ノ呈示アリタル場合ニ於テノミ其ノ支払ヲ為ス義務ヲ負フ</p> <p>② 支払ナキ場合ニ於テ前項ノ呈示アリタルコトハ第三十九条ノ規定ニ依リ之ヲ証明スルコトヲ要ス</p>	<p>対し、その原本を引き渡さなければならない。</p> <p>2 保持者が引渡しを拒んだときは、所持人は、拒絶証書により、原本が請求をしたものの引き渡されなかったことを証明しなければ、謄本に裏書又は保証をした者に対し、遡求権を行使することができない。</p> <p>3 謄本作成前にした最後の裏書の後に、「以後裏書は謄本にしたもののみ効力を有する」の文句その他これと同一の意義を有する文言が原本に存するときは、原本にしたその後の裏書は、無効とする。</p> <p>第十章 変造</p> <p>第六十九条 為替手形の文言の変造の場合においては、その変造後の署名者は変造した文言に従って責任を負い、変造前の署名者は原文言に従って責任を負う。</p> <p>第十一章 時効</p> <p>第七十条 引受人に対する為替手形上の請求権は、満期の日から三年を経過したときは、時効によって消滅する。</p> <p>2 所持人の裏書人及び振出人に対する請求権は、適法な時期に作成させた拒絶証書の日付（無費用償還文句がある場合においては、満期の日）から一年を経過したときは、時効によって消滅する。</p> <p>3 裏書人の他の裏書人及び振出人に対する請求権は、その裏書人が手形の受戻をした日又はその者が訴えを受けた日から六月を経過したときは、時効によって消滅する。</p> <p>第七十一条 時効の完成猶予又は更新は、その事由が生じた者に対してのみ、その効力を生じる。</p>	<p>第八章 変造</p> <p>第五十条 小切手の文言の変造の場合においては、その変造後の署名者は変造した文言に従って責任を負い、変造前の署名者は原文言に従って責任を負う。</p> <p>第九章 時効</p> <p>第五十一条 所持人の裏書人、振出人その他の債務者に対する遡求権は、提示期間經過後六月を経過したときは、時効によって消滅する。</p> <p>2 小切手の支払いをすべき債務者の他の債務者に対する遡求権は、その債務者が小切手の受戻をした日又はその者が訴えを受けた日から六月を経過したときは、時効によって消滅する。</p> <p>第五十二条 時効の完成猶予又は更新は、その事由が生じた者に対してのみ、その効力を生じる。</p> <p>第十章 支払保証</p> <p>第五十三条 支払人は、小切手に支払保証をすることができる。</p> <p>2 支払保証は、小切手の表面に「支払保証」その他支払いをする旨の文字で表示し、日付を付して支払人が署名しなければならない。</p> <p>第五十四条 支払保証は、単純でなければならない。</p> <p>2 支払保証により小切手の記載事項に加えた変更は、記載していないものとみなす。</p> <p>第五十五条 支払保証をした支払人は、提示期間の經過前に小切手の提示があった場合においてのみ、その支払いをする義務を負う。</p> <p>2 支払いがない場合において、前項の提示があったことは、第三十九条の規定により証明しなければならない。</p>
---	--	---	---

<p>第十二章 通則</p> <p>第七十二条 満期が法定ノ休日ニ当ル為替手形ハ之ニ次グ第一ノ取引日ニ至ル迄其ノ支払ヲ請求スルコトヲ得ズ又為替手形ニ関スル他ノ行為ヲ殊ニ引受ノ為ニ呈示及拒絶証書ノ作成ハ取引日ニ於テノミ之ヲ為スコトヲ得</p> <p>② 末日ヲ法定ノ休日トスル一定ノ期間内ニ前項ノ行為ヲ為スベキ場合ニ於テハ期間ハ其ノ満了ニ次グ第一ノ取引日迄之ヲ伸長ス期間中ノ休日ハ之ヲ期間ニ算入ス</p> <p>第七十三条 法定又ハ約定ノ期間ニハ其ノ初日ヲ算入セズ</p> <p>第七十四条 恩恵日ハ法律上ノモノタルト裁判上ノモノタルトヲ問ハズ之ヲ認めズ</p> <p>第二編 約束手形</p> <p>第七十五条 約束手形ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ</p> <p>一 証券ノ文言中ニ其ノ証券ノ作成ニ用フル語ヲ以テ記載スル約束手形ナルコトヲ示ス文字</p> <p>二 一定ノ金額ヲ支払フベキ旨ノ単純ナル約束</p> <p>三 満期ノ表示</p> <p>四 支払ヲ為スベキ地ノ表示</p> <p>五 支払ヲ受ケ又ハ之ヲ受クル者ヲ指図スル者ノ名称</p> <p>六 手形ヲ振出す日及地ノ表示</p> <p>七 手形ヲ振出す者(振出人)ノ署名</p> <p>第七十六条 前条ニ掲グル事項ノ何レカヲ欠ク証券ハ約束手形タル効力ヲ有セズ但シ次ノ數項ニ規定スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ</p>	<p>③ 第四十四条及第四十五条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス</p> <p>第五十六条 支払保証ニ因リ振出人其ノ他ノ小切手上ノ債務者ハ其ノ責ヲ免ルルコトナシ</p> <p>第五十七条 第四十七条ノ規定ハ支払保証ヲ為シタル支払人ニ対スル権利ノ行使ニ付之ヲ準用ス</p> <p>第五十八条 支払保証ヲ為シタル支払人ニ対スル小切手上ノ請求権ハ呈示期間經過後一年ヲ以テ時効ニ罹ル</p> <p>第十一章 通則</p> <p>第五十九条 本法ニ於テ「銀行」ナル文字ハ法令ニ依リテ銀行ト同視セラルル人又ハ施設ヲ含ム</p> <p>第六十条 小切手ノ呈示及拒絶証書ノ作成ハ取引日ニ於テノミ之ヲ為スコトヲ得</p> <p>② 小切手ニ関スル行為ヲ為ス為殊ニ呈示又ハ拒絶証書若ハ之ト同一ノ効力ヲ有スル宣言ノ作成ノ為法令ニ規定シタル期間ノ末日ガ法定ノ休日ニ当ル場合ニ於テハ期間ハ其ノ満了ニ次グ第一ノ取引日迄之ヲ伸長ス期間中ノ休日ハ之ヲ期間ニ算入ス</p> <p>第六十一条 本法ニ規定スル期間ニハ其ノ初日ヲ算入セズ</p> <p>第六十二条 恩恵日ハ法律上ノモノタルト裁判上ノモノタルトヲ問ハズ之ヲ認めズ</p>	<p>第十二章 通則</p> <p>第七十二条 満期が法定ノ休日に当たる為替手形は、これに次ぐ第一の取引日に至るまで、その支払いを請求することができない。また、引受けのための提示、拒絶証書の作成その他の為替手形に関する行為は、取引日においてのみ、することができる。</p> <p>2 末日を法定の休日とする一定の期間内に前項の行為をすべき場合においては、期間は、その満了に次ぐ第一の取引日まで伸長する。期間中の休日は、期間に算入する。</p> <p>第七十三条 法定又は約定の期間には、その初日を算入しない。</p> <p>第七十四条 恩恵日は、法律上のものであると裁判上のものであるとを問わず、認めない。</p> <p>第二編 約束手形</p> <p>第七十五条 約束手形には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 証券の文言中にその証券の作成に用いる語で記載する約束手形であることを示す文字</p> <p>二 一定の金額を支払うべき旨の単純な約束</p> <p>三 満期の表示</p> <p>四 支払地の表示</p> <p>五 支払を受け、又はこれを受ける者を指図する者の名称</p> <p>六 手形を振り出す日及び振出地の表示</p> <p>七 振出人の署名</p> <p>第七十六条 前条各号に掲げる事項のいずれかを欠く証券は、約束手形としての効力を有しない。ただし、次項から第四項までに規定する場合は、こ</p>	<p>3 第四十四条及び第四十五条の規定は、前項の場合について準用する。</p> <p>第五十六条 支払保証によっては、振出人その他の小切手上の債務者は、その責任を免れない。</p> <p>第五十七条 第四十七条の規定は、支払保証をした支払人に対する権利の行使について準用する。</p> <p>第五十八条 支払保証をした支払人に対する小切手上の請求権は、提示期間經過後一年を経過したときは、時効によって消滅する。</p> <p>第十一章 通則</p> <p>第五十九条 この法律において「銀行」という文字は、法令によって銀行と同視される人又は施設を含む。</p> <p>※注記：昭和八年勅令第三百二十九号を参照。</p> <p>第六十条 小切手の提示及び拒絶証書の作成は、取引日においてのみ、することができる。</p> <p>2 提示又は拒絶証書若しくはこれと同一の効力を有する宣言の作成その他の小切手に関する行為をするために法令に規定した期間の末日が法定の休日に当たる場合においては、期間は、その満了に次ぐ第一の取引日まで伸長する。期間中の休日は、期間に算入する。</p> <p>第六十一条 この法律に規定する期間には、その初日を算入しない。</p> <p>第六十二条 恩恵日は、法律上のものであると裁判上のものであるとを問わず、認めない。</p>
--	---	--	---

<p>② 満期ノ記載ナキ約束手形ハ之ヲ一覽払ノモノト看做ス</p> <p>③ 振出地ハ特別ノ表示ナキ限り之ヲ支払地ニシテ且振出人ノ住所タルモノト看做ス</p> <p>④ 振出地ノ記載ナキ約束手形ハ振出人ノ名称ニ附記シタル地ニ於テ之ヲ振出シタルモノト看做ス</p> <p>第七十七条 左ノ事項ニ関スル為替手形ニ付テノ規定ハ約束手形ノ性質ニ反セザル限り之ヲ約束手形ニ準用ス</p> <p>一 裏書（第十一条乃至第二十条）</p> <p>二 満期（第三十三条乃至第三十七条）</p> <p>三 支払（第三十八条乃至第四十二条）</p> <p>四 支払拒絶ニ因ル遡求（第四十三条乃至第五十条、第五十二条乃至第五十四条）</p> <p>五 参加支払（第五十五条、第五十九条乃至第六十三条）</p> <p>六 謄本（第六十七条及第六十八条）</p> <p>七 変造（第六十九条）</p> <p>八 時効（第七十条及第七十一条）</p> <p>九 休日、期間ノ計算及恩恵日ノ禁止（第七十二条乃至第七十四条）</p> <p>② 第三者方ニテ又ハ支払人ノ住所ニ非ザル地ニ於テ支払ヲ為すべき為替手形（第四条及第二十七条）、利息ノ約定（第五条）、支払金額ニ関スル記載ノ差異（第六条）、第七条ニ規定スル条件ノ下ニ為サレタル署名ノ効果、権限ナクシテ又ハ之ヲ超エテ為シタル者ノ署名ノ効果（第八条）及白地為替手形（第十条）ニ関スル規定モ亦之ヲ約束手形ニ準用ス</p> <p>③ 保証ニ関スル規定（第三十条乃至第三十二条）モ亦之ヲ約束手形ニ準用ス第三十一条末項ノ場合ニ於テ何人ノ為ニ保証ヲ為シタルカヲ表示セザルトキハ約束手形ノ振出人ノ為ニ之ヲ為シタルモノト看做ス</p> <p>第七十八条 約束手形ノ振出人ハ為替手形ノ引受人ト同一ノ義務ヲ負フ</p> <p>② 一覽後定期払ノ約束手形ハ第二十三条ニ規定スル期間内ニ振出人ノ一覽ノ為之ヲ呈示スルコトヲ要ス一覽後ノ期間ハ振出人ガ手形ニ一覽ノ旨ヲ記載シテ署名シタル日ヨリ進行ス振出人ガ日附アル一覽ノ旨ノ記載ヲ拒ミタルトキハ拒絶証書ニ依リテ之ヲ証スルコトヲ要ス（第二十五条）其ノ日附ハ一覽後ノ期間ノ初日トス</p> <p>附 則</p> <p>第七十九条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム</p> <p>第八十条 商法第四編第一章乃至第三章及商法施行</p>	<p>の限りでない。</p> <p>2 満期の記載がない約束手形は、一覽払いのものとみなす。</p> <p>3 振出地は、特別の表示がない限り、支払地であり、かつ、振出人の住所地であるものとみなす。</p> <p>4 振出地の記載がない約束手形は、振出人の名称に付記した地において振り出したものとみなす。</p> <p>第七十七条 次に掲げる事項に関する為替手形についての規定は、約束手形の性質に反しない限り、約束手形について準用する。</p> <p>一 裏書（第十一条から第二十条まで）</p> <p>二 満期（第三十三条から第三十七条まで）</p> <p>三 支払（第三十八条から第四十二条まで）</p> <p>四 支払拒絶による遡求（第四十三条から第五十条まで及び第五十二条から第五十四条まで）</p> <p>五 参加支払い（第五十五条及び第五十九条から第六十三条まで）</p> <p>六 謄本（第六十七条及び第六十八条）</p> <p>七 変造（第六十九条）</p> <p>八 時効（第七十条及び第七十一条）</p> <p>九 休日、期間の計算及び恩恵日の禁止（第七十二条から第七十四条まで）</p> <p>2 第三者方において又は支払人の住所地でない地において支払いをすべき為替手形（第四条及び第二十七条）、利息の約定（第五条）、支払金額に関する記載の差異（第六条）、第七条に規定する条件の下にされた署名の効果、権限なく、又は権限を超えてした者の署名の効果（第八条）及び白地為替手形（第十条）に関する規定もまた、約束手形について準用する。</p> <p>3 保証に関する規定（第三十条から第三十二条まで）もまた、約束手形について準用する。第三十一条第四項の場合において、いずれの者のために保証をしたかを表示しなかったときは、約束手形の振出人のためにしたものとみなす。</p> <p>第七十八条 約束手形の振出人は、為替手形の引受人と同一の義務を負う。</p> <p>2 一覽後定期払いの約束手形は、第二十三条に規定する期間内に、振出人の一覽のために提示しなければならない。一覽後の期間は、振出人が手形に一覽の旨を記載して署名した日から進行する。振出人が日付ある一覽の旨の記載を拒んだときは、拒絶証書によってこれを証明しなければならない（第二十五条）。その日付は、一覽後の期間の初日とする。</p> <p>附 則</p> <p>第六十三条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム</p> <p>第六十四条 商法第四編第四章ハ之ヲ削除ス</p>	<p>の限りでない。</p> <p>2 満期の記載がない約束手形は、一覽払いのものとみなす。</p> <p>3 振出地は、特別の表示がない限り、支払地であり、かつ、振出人の住所地であるものとみなす。</p> <p>4 振出地の記載がない約束手形は、振出人の名称に付記した地において振り出したものとみなす。</p> <p>第七十七条 次に掲げる事項に関する為替手形についての規定は、約束手形の性質に反しない限り、約束手形について準用する。</p> <p>一 裏書（第十一条から第二十条まで）</p> <p>二 満期（第三十三条から第三十七条まで）</p> <p>三 支払（第三十八条から第四十二条まで）</p> <p>四 支払拒絶による遡求（第四十三条から第五十条まで及び第五十二条から第五十四条まで）</p> <p>五 参加支払い（第五十五条及び第五十九条から第六十三条まで）</p> <p>六 謄本（第六十七条及び第六十八条）</p> <p>七 変造（第六十九条）</p> <p>八 時効（第七十条及び第七十一条）</p> <p>九 休日、期間の計算及び恩恵日の禁止（第七十二条から第七十四条まで）</p> <p>2 第三者方において又は支払人の住所地でない地において支払いをすべき為替手形（第四条及び第二十七条）、利息の約定（第五条）、支払金額に関する記載の差異（第六条）、第七条に規定する条件の下にされた署名の効果、権限なく、又は権限を超えてした者の署名の効果（第八条）及び白地為替手形（第十条）に関する規定もまた、約束手形について準用する。</p> <p>3 保証に関する規定（第三十条から第三十二条まで）もまた、約束手形について準用する。第三十一条第四項の場合において、いずれの者のために保証をしたかを表示しなかったときは、約束手形の振出人のためにしたものとみなす。</p> <p>第七十八条 約束手形の振出人は、為替手形の引受人と同一の義務を負う。</p> <p>2 一覽後定期払いの約束手形は、第二十三条に規定する期間内に、振出人の一覽のために提示しなければならない。一覽後の期間は、振出人が手形に一覽の旨を記載して署名した日から進行する。振出人が日付ある一覽の旨の記載を拒んだときは、拒絶証書によってこれを証明しなければならない（第二十五条）。その日付は、一覽後の期間の初日とする。</p> <p>附 則</p> <p>第七十九条 この法律は、勅令で定める日から施行する。</p> <p>第八十条 商法（明治三十二年法律第四十八号）第</p>	<p>の限りでない。</p> <p>2 満期の記載がない約束手形は、一覽払いのものとみなす。</p> <p>3 振出地は、特別の表示がない限り、支払地であり、かつ、振出人の住所地であるものとみなす。</p> <p>4 振出地の記載がない約束手形は、振出人の名称に付記した地において振り出したものとみなす。</p> <p>第七十七条 次に掲げる事項に関する為替手形についての規定は、約束手形の性質に反しない限り、約束手形について準用する。</p> <p>一 裏書（第十一条から第二十条まで）</p> <p>二 満期（第三十三条から第三十七条まで）</p> <p>三 支払（第三十八条から第四十二条まで）</p> <p>四 支払拒絶による遡求（第四十三条から第五十条まで及び第五十二条から第五十四条まで）</p> <p>五 参加支払い（第五十五条及び第五十九条から第六十三条まで）</p> <p>六 謄本（第六十七条及び第六十八条）</p> <p>七 変造（第六十九条）</p> <p>八 時効（第七十条及び第七十一条）</p> <p>九 休日、期間の計算及び恩恵日の禁止（第七十二条から第七十四条まで）</p> <p>2 第三者方において又は支払人の住所地でない地において支払いをすべき為替手形（第四条及び第二十七条）、利息の約定（第五条）、支払金額に関する記載の差異（第六条）、第七条に規定する条件の下にされた署名の効果、権限なく、又は権限を超えてした者の署名の効果（第八条）及び白地為替手形（第十条）に関する規定もまた、約束手形について準用する。</p> <p>3 保証に関する規定（第三十条から第三十二条まで）もまた、約束手形について準用する。第三十一条第四項の場合において、いずれの者のために保証をしたかを表示しなかったときは、約束手形の振出人のためにしたものとみなす。</p> <p>第七十八条 約束手形の振出人は、為替手形の引受人と同一の義務を負う。</p> <p>2 一覽後定期払いの約束手形は、第二十三条に規定する期間内に、振出人の一覽のために提示しなければならない。一覽後の期間は、振出人が手形に一覽の旨を記載して署名した日から進行する。振出人が日付ある一覽の旨の記載を拒んだときは、拒絶証書によってこれを証明しなければならない（第二十五条）。その日付は、一覽後の期間の初日とする。</p> <p>附 則</p> <p>第六十三条 この法律は、勅令で定める日から施行する。</p> <p>第六十四条 商法（明治三十二年法律第四十八号）第</p>
---	---	---	--

<p>法第二百二十四条乃至第二百二十六条ハ之ヲ削除ス但シ商法其ノ他ノ法令ノ規定ノ適用上之ニ依ルベキ場合ニ於テハ仍其ノ効力ヲ有ス</p> <p>第八十一条 本法施行前ニ振出シタル為替手形及約束手形ニ付テハ仍従前ノ規定ニ依ル</p> <p>第八十二条 本法ニ於テ署名トアルハ記名捺印ヲ含ム</p> <p>第八十三条 第三十八条第二項（第七十七条第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ手形交換所ハ法務大臣之ヲ指定ス</p> <p>第八十四条 拒絶証書ノ作成ニ関スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム</p> <p>第八十五条 為替手形又ハ約束手形ヨリ生ジタル権利ガ手続ノ欠缺又ハ時効ニ因リテ消滅シタルトキト雖モ所持人ハ振出人、引受人又ハ裏書人ニ対シ其ノ受ケタル利益ノ限度ニ於テ償還ノ請求ヲ為スコトヲ得</p> <p>第八十六条 裏書人ノ他ノ裏書人及振出人ニ対スル為替手形上及約束手形上ノ請求権ノ消滅時効ハ其ノ者ガ訴ヲ受ケタル場合ニ於テ前者ニ対シ訴訟告知ヲ為シタルトキハ訴訟ガ終了スル（確定判決又ハ確定判決ト同一ノ効力ヲ有スルモノニ依リテ其ノ訴ニ係ル権利ガ確定セズシテ訴訟ガ終了シタル場合ニ在リテハ其ノ終了ノ時ヨリ六月ガ経過スル）迄ノ間ハ完成セズ</p> <p>② 前項ノ場合ニ於テ確定判決又ハ確定判決ト同一ノ効力ヲ有スルモノニ依リテ其ノ訴ニ係ル権利ガ確定シタルトキハ時効ハ訴訟ノ終了ノ時ヨリ更ニ</p>	<p>第六十五条 本法施行前ニ振出シタル小切手ニ付テハ仍従前ノ規定ニ依ル</p> <p>第六十六条 本法施行後六月内ニ日本ニ於テ振出ス小切手ハ振出地ノ記載ヲ欠クトキト雖モ小切手タル効力ヲ有ス</p> <p>第六十七条 本法ニ於テ署名トアルハ記名捺印ヲ含ム</p> <p>第六十八条 朝鮮、台湾、樺太、関東州、南洋群島又ハ勅令ヲ以テ指定スル亜細亞洲ノ地域ニ於テ振出シ日本内地ニ於テ支払フベキ小切手ノ呈示期間ハ勅令ヲ以テ之ヲ伸長スルコトヲ得</p> <p>第六十九条 第三十一条ノ手形交換所ハ法務大臣之ヲ指定ス</p> <p>第七十条 拒絶証書ノ作成ニ関スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム</p> <p>第七十一条 小切手ノ振出人ガ第三条ノ規定ニ違反シタルトキハ五千円以下ノ過料ニ処ス</p> <p>第七十二条 小切手ヨリ生ジタル権利ガ手続ノ欠缺又ハ時効ニ因リテ消滅シタルトキト雖モ所持人ハ振出人、裏書人又ハ支払保証ヲ為シタル支払人ニ対シ其ノ受ケタル利益ノ限度ニ於テ償還ノ請求ヲ為スコトヲ得</p> <p>第七十三条 裏書人ノ他ノ裏書人及振出人ニ対スル小切手上ノ請求権ノ消滅時効ハ其ノ者ガ訴ヲ受ケタル場合ニ於テ前者ニ対シ訴訟告知ヲ為シタルトキハ訴訟ガ終了スル（確定判決又ハ確定判決ト同一ノ効力ヲ有スルモノニ依リテ其ノ訴ニ係ル権利ガ確定セズシテ訴訟ガ終了シタル場合ニ在リテハ其ノ終了ノ時ヨリ六月ガ経過スル）迄ノ間ハ完成セズ</p> <p>② 前項ノ場合ニ於テ確定判決又ハ確定判決ト同一ノ効力ヲ有スルモノニ依リテ其ノ訴ニ係ル権利ガ確定シタルトキハ時効ハ訴訟ノ終了ノ時ヨリ更ニ</p>	<p>四編第一章から第三章まで及び商法施行法（明治三十二年法律第四十九号）第二百二十四条から第二百二十六条までは、削除する。ただし、商法その他の法令の規定の適用上、これによるべき場合においては、なおその効力を有する。</p> <p>第八十一条 この法律の施行前に振り出した為替手形及び約束手形については、なお従前の規定による。</p> <p>第八十二条 この法律において署名とあるのは、記名捺印を含む。</p> <p>第八十三条 第三十八条第二項（第七十七条第一項において準用する場合を含む。）の手形交換所は、法務大臣が指定する。 ※注記：昭和八年司法省令第三十八号で指定されている。</p> <p>第八十四条 拒絶証書の作成に関する事項は、勅令で定める。 ※注記：拒絶証書令（昭和八年勅令第三百十六号）で定められている。</p> <p>第八十五条 為替手形又は約束手形から生じた権利が手続を行わなかったことにより、又は時効により消滅したときであっても、所持人は、振出人、引受人又は裏書人に対し、その受けた利益の限度において、償還の請求をすることができる。</p> <p>第八十六条 裏書人の他の裏書人及び振出人に対する為替手形上及び約束手形上の請求権の消滅時効は、その者が訴えを受けた場合において、前者に対し訴訟告知をしたときは、訴訟が終了する（確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによってその訴えに係る権利が確定せず訴訟が終了した場合には、その終了の時から六月が経過する）までの間は、完成しない。</p> <p>2 前項の場合において、確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによってその訴えに係る権利が確定したときは、時効は、訴訟が終了した</p>	<p>第四編第四章は、削除する。</p> <p>第六十五条 この法律の施行前に振り出した小切手については、なお従前の規定による。</p> <p>第六十六条 この法律の施行後六月以内に日本において振り出す小切手は、振出地の記載を欠くときであっても、小切手としての効力を有する。</p> <p>第六十七条 この法律において署名とあるのは、記名捺印を含む。</p> <p>第六十八条 朝鮮、台湾、樺太、関東州、南洋群島又は勅令で指定するアジア州の地域において振り出し、日本内地において支払うべき小切手の提示期間は、勅令で伸長することができる。 ※注記：昭和八年勅令第三百十七号を参照</p> <p>第六十九条 第三十一条の手形交換所は、法務大臣が指定する。 ※注記：昭和八年司法省令第三十八号で指定されている。</p> <p>第七十条 拒絶証書の作成に関する事項は、勅令で定める。 ※注記：拒絶証書令（昭和八年勅令第三百十六号）で定められている。</p> <p>第七十一条 小切手の振出人が第三条の規定に違反したときは、五千円以下の過料に処する。</p> <p>第七十二条 小切手から生じた権利が手続を行わなかったことにより、又は時効により消滅したときであっても、所持人は、振出人、裏書人又は支払保証をした支払人に対し、その受けた利益の限度において、償還の請求をすることができる。</p> <p>第七十三条 裏書人の他の裏書人及び振出人に対する小切手上的請求権の消滅時効は、その者が訴えを受けた場合において、前者に対し訴訟告知をしたときは、訴訟が終了する（確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによってその訴えに係る権利が確定せず訴訟が終了した場合には、その終了の時から六月が経過する）までの間は、完成しない。</p> <p>2 前項の場合において、確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによってその訴えに係る権利が確定したときは、時効は、訴訟が終了した</p>
---	--	---	--

<p>其ノ進行ヲ始ム</p> <p>第八十七条 本法ニ於テ休日トハ祭日、祝日、日曜日其ノ他ノ一般ノ休日及政令ヲ以テ定ムル日ヲ謂フ</p> <p>第八十八条 為替手形及約束手形ニ依リ義務ヲ負フ者ノ行為能力ハ其ノ本国法ニ依リ之ヲ定ム其ノ国ノ法ガ他国ノ法ニ依ルコトヲ定ムルトキハ其ノ他国ノ法ヲ適用ス</p> <p>② 前項ニ掲グル法ニ依リ行為能力ヲ有セザル者ト雖モ他ノ国ノ領域ニ於テ署名ヲ為シ其ノ国ノ法ニ依レバ行為能力ヲ有スベキトキハ責任ヲ負フ</p> <p>第八十九条 為替手形上及約束手形上ノ行為ノ方式ハ署名ヲ為シタル地ノ属スル国ノ法ニ依リ之ヲ定ム</p> <p>② 為替手形上及約束手形上ノ行為ガ前項ノ規定ニ依リ有効ナラザル場合ト雖モ後ノ行為ヲ為シタル地ノ属スル国ノ法ニ依レバ適式ナルトキハ後ノ行為ハ前ノ行為ガ不適式ナルコトニ因リ其ノ効力ヲ妨ゲラルルコトナシ</p> <p>③ 日本人ガ外国ニ於テ為シタル為替手形上及約束手形上ノ行為ハ其ノ行為ガ日本法ニ規定スル方式ニ適合スル限り他ノ日本人ニ対シ其ノ効力ヲ有ス</p> <p>第九十条 為替手形ノ引受人及約束手形ノ振出人ノ義務ノ効力ハ其ノ証券ノ支払地ノ属スル国ノ法ニ依リ之ヲ定ム</p> <p>② 前項ニ掲グル者ヲ除キ為替手形又ハ約束手形ニ依リ債務ヲ負フ者ノ署名ヨリ生ズル効力ハ其ノ署名ヲ為シタル地ノ属スル国ノ法ニ依リ之ヲ定ム</p>	<p>其ノ進行ヲ始ム</p> <p>第七十四条 振出人又ハ所持人ガ証券ノ表面ニ「計算ノ為」ノ文字又ハ之ト同一ノ意義ヲ有スル文言ヲ記載シテ現金ノ支払ヲ禁ジタル小切手ニシテ外国ニ於テ振出シ日本ニ於テ支払フベキモノハ一般線引小切手タル効力ヲ有ス</p> <p>第七十五条 本法ニ於テ休日トハ祭日、祝日、日曜日其ノ他ノ一般ノ休日及政令ヲ以テ定ムル日ヲ謂フ</p> <p>第七十六条 小切手ニ依リ義務ヲ負フ者ノ行為能力ハ其ノ本国法ニ依リ之ヲ定ム其ノ国ノ法ガ他国ノ法ニ依ルコトヲ定ムルトキハ其ノ他国ノ法ヲ適用ス</p> <p>② 前項ニ掲グル法ニ依リ行為能力ヲ有セザル者ト雖モ他ノ国ノ領域ニ於テ署名ヲ為シ其ノ国ノ法ニ依レバ行為能力ヲ有スベキトキハ責任ヲ負フ</p> <p>第七十七条 小切手ノ支払人タルコトヲ得ル者ハ支払地ノ属スル国ノ法ニ依リ之ヲ定ム</p> <p>② 支払地ノ属スル国ノ法ニ依リ支払人タルコトヲ得ザル者ヲ支払人トシタル為小切手が無効ナルトキト雖モ之ト同一ノ規定ナキ他ノ国ニ於テ其ノ小切手ニ為シタル署名ヨリ生ズル債務ハ之ガ為其ノ効力ヲ妨ゲラルルコトナシ</p> <p>第七十八条 小切手上ノ行為ノ方式ハ署名ヲ為シタル地ノ属スル国ノ法ニ依リ之ヲ定ム但シ支払地ノ属スル国ノ法ノ規定スル方式ニ依ルヲ以テ足ル</p> <p>② 小切手上ノ行為ガ前項ノ規定ニ依リ有効ナラザル場合ト雖モ後ノ行為ヲ為シタル地ノ属スル国ノ法ニ依レバ適式ナルトキハ後ノ行為ハ前ノ行為ガ不適式ナルコトニ因リ其ノ効力ヲ妨ゲラルルコトナシ</p> <p>③ 日本人ガ外国ニ於テ為シタル小切手上ノ行為ハ其ノ行為ガ日本法ニ規定スル方式ニ適合スル限り他ノ日本人ニ対シ其ノ効力ヲ有ス</p> <p>第七十九条 小切手ヨリ生ズル義務ノ効力ハ署名ヲ為シタル地ノ属スル国ノ法ニ依リ之ヲ定ム但シ遡求権ヲ行使スル期間ハ一切ノ署名者ニ付証券ノ振出地ノ属スル国ノ法ニ依リ之ヲ定ム</p>	<p>時から新たにその進行を始める。</p> <p>第八十七条 この法律において休日とは、祭日、祝日、日曜日その他の一般の休日及び政令で定める日をいう。</p> <p>※注記：「政令で定める日」は、「手形法第八十七条及び小切手法第七十五条の規定による休日を定める政令」（昭和五十八年政令第四百七十七号）により、「土曜日及び十二月三十一日」と定められている。</p> <p>第八十八条 為替手形及び約束手形により義務を負う者の行為能力は、その本国法により定める。その国の法が他国の法によることを定めるときは、その他国の法を適用する。</p> <p>2 前項に掲げる法により行為能力を有しない者であっても、他の国の領域において署名をし、その国の法によれば行為能力を有するべきときは、責任を負う。</p> <p>第八十九条 為替手形上及び約束手形上の行為の方式は、署名をした地の属する国の法により定める。</p> <p>2 為替手形上及び約束手形上の行為が前項の規定により有効でない場合であっても、後の行為をした地の属する国の法によれば適式であるときは、後の行為は、前の行為が不適式であることにより、その効力を妨げられない。</p> <p>3 日本人が外国においてした為替手形上及び約束手形上の行為は、その行為が日本法に規定する方式に適合する限り、他の日本人に対し、その効力を有する。</p> <p>第九十条 為替手形の引受人及び約束手形の振出人の義務の効力は、その証券の支払地の属する国の法により定める。</p> <p>2 前項に掲げる者を除き、為替手形又は約束手形により債務を負う者の署名から生じる効力は、その署名をした地の属する国の法により定める。た</p>	<p>時から新たにその進行を始める。</p> <p>第七十四条 振出人又は所持人が証券の表面に「計算のため」の文字又はこれと同一の意義を有する文言を記載して現金の支払いを禁じた小切手であって、外国において振り出し、日本において支払うべきものは、一般線引小切手としての効力を有する。</p> <p>第七十五条 この法律において休日とは、祭日、祝日、日曜日その他の一般の休日及び政令で定める日をいう。</p> <p>※注記：「政令で定める日」は、「手形法第八十七条及び小切手法第七十五条の規定による休日を定める政令」（昭和五十八年政令第四百七十七号）により、「土曜日及び十二月三十一日」と定められている。</p> <p>第七十六条 小切手により義務を負う者の行為能力は、その本国法により定める。その国の法が他国の法によることを定めるときは、その他国の法を適用する。</p> <p>2 前項に掲げる法により行為能力を有しない者であっても、他の国の領域において署名をし、その国の法によれば行為能力を有するべきときは、責任を負う。</p> <p>第七十七条 小切手の支払人であることができる者は、支払地の属する国の法により定める。</p> <p>2 支払地の属する国の法により支払人であることができないう者を支払人としたために小切手が無効であるときであっても、これと同一の規定がない他の国においてその小切手にした署名から生じる債務は、そのためにその効力を妨げられない。</p> <p>第七十八条 小切手上の行為の方式は、署名をした地の属する国の法により定める。ただし、支払地の属する国の法の規定する方式によれば足りる。</p> <p>2 小切手上の行為が前項の規定により有効でない場合であっても、後の行為をした地の属する国の法によれば適式であるときは、後の行為は、前の行為が不適式であることにより、その効力を妨げられない。</p> <p>3 日本人が外国においてした小切手上の行為は、その行為が日本法に規定する方式に適合する限り、他の日本人に対し、その効力を有する。</p> <p>第七十九条 小切手から生じる義務の効力は、署名をした地の属する国の法により定める。ただし、遡求権を行使する期間は、すべての署名者につき、証券の振出地の属する国の法により定める。</p>
---	--	---	--

<p>シ遡求権ヲ行使スル期間ハ一切ノ署名者ニ付証券ノ振出地ノ属スル国ノ法ニ依リ之ヲ定ム</p> <p>第九十一条 為替手形ノ所持人ガ証券ノ振出ノ原因タル債権ヲ取得スルヤ否ヤハ証券ノ振出地ノ属スル国ノ法ニ依リ之ヲ定ム</p> <p>第九十二条 為替手形ノ引受ヲ手形金額ノ一部ニ制限シ得ルヤ否ヤ及所持人ニ一部支払ヲ受諾スル義務アリヤ否ヤハ支払地ノ属スル国ノ法ニ依リ之ヲ定ム</p> <p>② 前項ノ規定ハ約束手形ノ支払ニ之ヲ準用ス</p> <p>第九十三条 拒絶証書ノ方式及作成期間其ノ他為替手形上及約束手形上ノ権利ノ行使又ハ保存ニ必要ナル行為ノ方式ハ拒絶証書ヲ作ルべき地又ハ其ノ行為ヲ為すべき地ノ属スル国ノ法ニ依リ之ヲ定ム</p> <p>第九十四条 為替手形又ハ約束手形ノ喪失又ハ盗難ノ場合ニ為すべき手続ハ支払地ノ属スル国ノ法ニ依リ之ヲ定ム</p>	<p>第八十条 左ノ事項ハ小切手ノ支払地ノ属スル国ノ法ニ依リ之ヲ定ム</p> <p>一 小切手ハ一覽払タルコトヲ要スルヤ否ヤ、一覽後定期払トシテ振出し得ルヤ否ヤ及先日付小切手ノ効力</p> <p>二 呈示期間</p> <p>三 小切手ニ引受、支払保証、確認又ハ査証ヲ為シ得ルヤ否ヤ及此等ノ記載ノ効力</p> <p>四 所持人ハ一部支払ヲ請求シ得ルヤ否ヤ及一部支払ヲ受諾スル義務アリヤ否ヤ</p> <p>五 小切手ニ線引ヲ為シ得ルヤ否ヤ、小切手ニ「計算ノ為」ノ文字又ハ之ト同一ノ意義ヲ有スル文言ヲ記載シ得ルヤ否ヤ及線引又ハ「計算ノ為」ノ文字若ハ之ト同一ノ意義ヲ有スル文言ノ記載ノ効力</p> <p>六 所持人ハ資金ニ対シ特別ノ権利ヲ有スルヤ否ヤ及此ノ権利ノ性質</p> <p>七 振出人ハ小切手ノ支払ノ委託ヲ取消シ又ハ支払差止ノ手続ヲ為シ得ルヤ否ヤ</p> <p>八 小切手ノ喪失又ハ盗難ノ場合ニ為すべき手続</p> <p>九 裏書人、振出人其ノ他ノ債務者ニ対スル遡求権保全ノ為拒絶証書又ハ之ト同一ノ効力ヲ有スル宣言ヲ必要トスルヤ否ヤ</p> <p>第八十一条 拒絶証書ノ方式及作成期間其ノ他小切手上ノ権利ノ行使又ハ保存ニ必要ナル行為ノ方式ハ拒絶証書ヲ作ルべき地又ハ其ノ行為ヲ為すべき地ノ属スル国ノ法ニ依リ之ヲ定ム</p>	<p>だし、遡求権を行使する期間は、すべての署名者につき、証券の振出地の属する国の法により定める。</p> <p>第九十一条 為替手形の所持人が証券の振出しの原因である債権を取得するか否かは、証券の振出地の属する国の法により定める。</p> <p>第九十二条 為替手形の引受けを手形金額の一部に制限することができるか否か及び所持人に一部支払いを受諾する義務があるか否かは、支払地の属する国の法により定める。</p> <p>2 前項の規定は、約束手形の支払いについて準用する。</p> <p>第九十三条 拒絶証書の方式及び作成期間その他為替手形上及び約束手形上の権利の行使又は保存に必要な行為の方式は、拒絶証書を作るべき地又はその行為をすべき地の属する国の法により定める。</p> <p>第九十四条 為替手形又は約束手形の喪失又は盗難の場合に行うべき手続は、支払地の属する国の法により定める。</p>	<p>第八十条 次に掲げる事項は、小切手の支払地の属する国の法に定める。</p> <p>一 小切手は一覽払いであることを要するか否か、一覽後定期払いとして振り出すことができるか否か及び先日付小切手の効力</p> <p>二 提示期間</p> <p>三 小切手に引受け、支払保証、確認又は査証をすることができるか否か及びこれらの記載の効力</p> <p>四 所持人は一部支払いを請求することができるか否か及び一部支払いを受諾する義務があるか否か</p> <p>五 小切手に線引きをすることができるか否か、小切手に「計算のため」の文字又はこれと同一の意義を有する文言を記載することができるか否か及び線引き又は「計算のため」の文字若しくはこれと同一の意義を有する文言の記載の効力</p> <p>六 所持人は資金に対し特別の権利を有するか否か及びこの権利の性質</p> <p>七 振出人は小切手の支払いの委託を取り消し、又は支払差止めの手続を行うことができるか否か</p> <p>八 小切手の喪失又は盗難の場合に行うべき手続</p> <p>九 裏書人、振出人その他の債務者に対する遡求権保全のため、拒絶証書又はこれと同一の効力を有する宣言を必要とするか否か</p> <p>第八十一条 拒絶証書の方式及び作成期間その他小切手上の権利の行使又は保存に必要な行為の方式は、拒絶証書を作るべき地又はその行為をすべき地の属する国の法により定める。</p>
---	--	---	---